

平成20年9月25日(木)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清水 治	2番	土屋 隆義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一成
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	山田 隆義	11番	松野 藤四郎
12番	土田 裕	13番	小寺 徹
14番	若井 千尋	15番	小川 勝範
16番	堀 武	17番	星川 睦枝
18番	藤橋 礼治	19番	若園 五朗
20番	広瀬 時男		

本日の会議に欠席した議員

10番 広瀬 捨男

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	豊田 正利
教育長	横山 博信	企画部長	奥田 尚道
総務部長	新田 年一	市民部長	松井 勝一
福祉部長	石川 秀夫	巢南庁舎 管理部長	福野 正
都市整備部長	松尾 治幸	調整監	水野 幸雄
環境水道部長	河合 信	会計管理者	広瀬 幸四郎
教育次長	林 鉄雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 鷺見秀意 書記 棚瀬敦夫

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

本日は、一般質問 2 日目でございます。昨日、関谷君が亡くなられましたので、きょう、一般質問の皆さん方の御協力をいただきまして、2 時に葬儀に参列をしたいと思いますので、各一般質問の皆さん方も御協力をいただきたいと思います。

なお、傍聴者の方も、大変朝から傍聴していただきまして、ありがとうございます。また、平素は、議会運営並びに行政に対して大変御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11 番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

1 1 番（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号11番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長さんの許可を得ましたので、個人質問を行います。通告にありますように、4 点の質問について行います。

1 点目は外来生物防除対策について、2 点目が持続可能な循環社会をつくるための取り組みについて、3 点目がアスベスト対策について、最後 4 点目がイオンモール進出計画について、この 4 点について質問をいたします。昨日の執行部の回答を見ておりましたら、大変前向きな回答ばかりでございましたので、本日もそれを期待しながら一般質問をしたいというふうに思っております。

初めに、外来生物防除対策について質問をいたします。

外来生物、これはスクミリンゴガイ、いわゆるジャンボタニシの件でございます。これの被害状況、あるいは防除、駆除等に対する市の取り組みについてお尋ねをいたします。

ことしの 7 月から 8 月ごろにかけて、都市下水路、あるいは農業用水路等のコンクリート面に鮮やかなといいますが、赤いというか、濃いピンク色をした、幅、大体 1 センチ、長さが五、六センチのものが付着をしておりました。それは、後ほど調べたところ、ジャンボタニシの卵であるということがわかりました。

これは昭和 54 年ごろ、南米のアルゼンチンから台湾へ食用として輸入をされてきました。そ

して、昭和56年には台湾から日本の長崎、あるいは和歌山県にこの貝が輸入され、養殖の事業が始まってきたということでございます。そして、昭和58年には全国で35の道府県、そして490業者に及んでいるということでもあります。幸いにも、岐阜県には養殖業者はなかったということですね。そして、日本人の嗜好に適さなかったということなどによって、不振業者が貝を投棄したり、あるいは養殖場から逃げ出したということで野生化をしていったと。その野生化した貝が稲の加害を始めたということで、昭和59年、農林水産省は検疫有害動物に指定をして、海外からの輸入を禁止したということでございます。また、この貝は食用としての需要もあまりなく、たまたま沖縄県で採取されたこの貝から人体に寄生する広東住血線虫が発見されたため、国内での養殖業は完全に廃業となったという経緯がございます。

このジャンボタニシの生息地は、この東海地区はもちろんでございますが、関東以西ずうっと九州、沖縄まで行くわけですが、太平洋側、あるいは北陸などでも、北陸というのは温泉地帯ということで、生息をしております。被害面積、これは全国で約10万ヘクタールぐらいあります。被害の面積としては、大体1.4万ヘクタールと。高い水準であるということで、年々増加傾向にあるというふうに思います。この被害状況の原因というのはあまりはっきりしておりませんが、気温が温暖である、そして田植え時期等が梅雨と重なるということで繁殖し、被害が増大したというふうに思われるわけでございます。

この貝は、田植え直後のやわらかい葉、あるいは、こちら辺ではレンコンなどをつくっておりますが、レンコン畑の方でも同様に、やわらかい葉とか、茎とか、あるいは地下の茎ですね、こういったものを食べて被害を与えているということでもあります。

この貝においても天敵がいるということでもあります。このジャンボタニシが卵からふ化して貝になるわけですが、小さい貝は、多くの魚やゲンゴロウ、あるいはヤゴ、カニ、エビ、こういったもの。また、2センチ程度の貝になりますと、モズクガイ、あるいはコイ、カメ、アイガモ、こういったものが天敵になるわけですね。現在の水田の中では、これらの天敵はほとんど生息をしていないという状況であります。このため、水田内や水路で爆発的に繁殖し、増殖するという理由であるということもございます。昔のように多数の動物などが水路に生息し、自由に水田と行き来するようになれば、ジャンボタニシの密度も低下するというふうに思われるわけであります。

もともとこの貝は南米産ということですので、寒さに弱い。しかし、環境により成長や繁殖のスケジュールを変えることもできるということもございます。したがって、条件さえよければ2ヵ月程度で成熟しますが、時には1年以上かかるということもあるというふうに言われております。日本の水田では、大体1年数ヵ月しか生きていないというようであります。春から夏にかけて生まれた貝が、秋までに大体この殻が1センチから3センチぐらいになるそうです。そのまま土の中で越冬をして、そして翌年の春に水田に水が入ると活動を再開して、夏に繁殖

をする。これを繰り返している。この状態が続けば、地球温暖化や適応拡大などでますますふえ、稲等のほか、現在は死んだ魚を食べたりしておるわけですが、将来は生きた魚、小さい魚ですが、こういったものも食べるようになるのではないかというふうに心配をしております。

先日、写真を撮ってきたわけですが、これは水路に付着を完全にしておるわけですね。部長さんに渡してあると思いますが、ちょっと小さいんですが、そして十何匹の貝が固まって1カ所におったりするんですね。それから、稲の茎に赤い卵を産んだりしている。そういった傾向があるわけですが、卵をびっしりと産みつけられたコンクリートの面などからも見て、これは美しいというふうには思わないというふうに思うんですが、そして被害の予防、そして美観上からも、早急に駆除をすべきだというふうに思うわけでございます。

質問をいたしますが、このジャンボタニシの発生状況と生息状況、こういったものを市の方では把握されておりますか。それから、2点目が市内での被害状況、それから3点目が、今までに駆除したとか、そういった事例があるか。あるいは、駆除をするにはどうしたらいいかと。4点目が、市民の皆さん、あるいは農家等へ、こういったジャンボタニシがおりますよといったような周知をされたことがあるかと。最後になるわけですが、先日、隣の町の安八町へ行ってきました。安八町では、こういった被害防止を推進するために、助成金を交付されておるといった事例がありました。そういったことに対する市の考え方について、5点ですが、お答えをいただければというふうに思います。

あとは一般質問席から質問をいたします。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 松野藤四郎議員さんのジャンボタニシの被害状況関係につきまして、答弁をさせていただきます。

御質問内容5点ということでございますが、まず1点目の、ジャンボタニシの発生地域と生息状況は把握されているかということでございますが、私どもで市内のジャンボタニシの発生地区は、確認をいたしておりますところは、現在のところ、穂積地区、本田地区、只越地区、古橋地区、居倉地区でジャンボタニシの卵等を確認いたしております。

市内の発生状況ということでございますが、現時点では、産業経済課の方に直接の被害があったとの報告はありません。今までも、県の農業普及センターに確認しましたが、多大な被害は確認していないことや、水稻の被害で共済金が支払われる制度がございますので、岐阜中央農業共済組合へ問い合わせましたところ、ジャンボタニシの食害の被害で瑞穂市内で共済金を支払った例はないということでございます。

今までに駆除等をしたことがあるか、また駆除対策についてはどうかということでございますが、瑞穂市といたしまして、市内一円で市が駆除方法をしたことはないです。過去に旧巢南

町で、あまりひどいところは、当時の産業課の職員が卵を水路にかき落とした例はございますが、市としてはの一斉防除した例はございません。また、駆除対策についてということでございますが、議員御指摘の稲の水深を2センチ以下にするということとか、卵を産みつけたときに水路にかき落とすということとか、冬の時期に圃場を耕すこと、いわゆる耕起することによりまして、ロータリーによりジャンボタニシの貝が傷ついたことによって凍死したりするというようなことがございますので、そういう方法がいいのではないのかなということを思っております。

農家へ周知されたことがありますかという御質問でございますが、今年度の広報「みずほ」8月号に農業委員会からのお知らせということで、駆除の方法を掲載してございます。先ほど言いましたように、かき落としたり、水深を2センチ以下に保ってくださいよとかいうようなことを農業委員会のお知らせのコーナーの中でPRをしてございます。

安八町で被害防止を推進するために助成金が交付されておるということでございますが、安八町につきましては、今年度、初めてジャンボタニシ捕獲に対しまして、バケツ1杯5リットルで300円の助成金が支払われております。これは新聞等でも確認をいたしておりますが、どれだけの効果があったかということでございますが、ジャンボタニシは非常に多く集まったということでございますが、県内での取り組みで初めてということでございますので、その成果につきましては、安八町でとり行われました効果を見きわめていきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 5点について、部長さんの方からお答えをいただきましたんですが、駆除対策はいろいろ方法があるということは承知をしておるわけですけど、今の答弁の中では水深の話をされておりましたですね。浅くすればよるしいという話ですが、都市下水と農業用水が併用されているようなところでは、なかなか水深の管理ができないということがわかるわけですね。農業用水が専用であれば、そういった田んぼの浅水管理ができますけれど、生活雑排と農業用水が兼用されているといったところは非常に難しいわけです。

そして、安八町ではそういった事例で交付金までつくっておるわけですね。要は、市民への啓発をして、そういった駆除対策をしておるわけですね。バケツ1杯5リッター、見てきました。小さいバケツであります、それでコーヒー1杯の300円ということで交付をしておるわけですけど、ますますこういった地球環境の温暖化の中から非常に繁殖をしていくという傾向であり、被害がさらにこれから大きくなる。今の状況は、瑞穂市ではないという話ですが、安八町では被害が大きくて、農業共済を払ったという事例がございますので、もう少し前向きに御答弁を願いたいとともに、やはりPR等をするのであれば、8月の農業関係の欄に掲載を

されておるといふことですが、もう少し市民にわかりやすく、農家の方だけではなく、やはり一般市民に周知ができるような方法を考えていただくといいかなというふうに思うわけでございます。

やはり日本人の主食は米でございますので、自給率をアップするためにも必要でありますし、エネルギーのもとでございますので、ぜひとも稲の被害を少なくして、おいしいお米が食べられるような環境づくりに努めていただきたいというふうに思います。全部で4点ありますので次に行きますが、ひとつ前向きに御検討を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

2点目は、持続可能な循環社会をつくるための取り組みについてということで質問をさせていただきます。

ことしの9月、大型のハリケーンがアメリカの南部のルイジアナ州に上陸し、200万人近くの人が避難したと。大きな被害が出たということは、皆さんの記憶に新しいというふうに思います。20世紀の気温の上昇が0.6度Cに対し、21世紀の平均気温の上昇が4度Cから5.8度Cになると言われております。その結果、降水量や豪雨の頻度がふえ、水資源や食料品の不足、生産減、あるいは乾燥地帯などはより乾燥し、砂漠化が拡大するなど、人類に重大な影響を与えると指摘をされております。これらの主な要因は、地球温暖化であることがはっきりとしています。例えば石油や石炭など、いわゆる化石燃料を燃やすことによってCO<sub>2</sub>が大量に発生します。私たちの生活の中では石油関係、すなわち石油製品に依存しているのが現状であり、ますます地球温暖化が加速するというふうに思います。

そこで、質問の中にもありますが、レジ袋有料化についてお尋ねをいたします。これは、私は平成18年の9月議会の中でもこの質問をしております。CO<sub>2</sub>の排出抑制や石油の使用削減、また、ごみ減量対策の必要性を訴えておりますが、きのうの答弁の中では、この11月に廃棄物処理に関する審議会を設け、立ち上げるというお話でございました。そして、市民団体や消費者、あるいは事業者、そして市にも入っていただいて、推進協議会を本年度内に実施したいというような内容であったかというふうに思います。この動きを見る限り、県内の市政の中では一番最後だと、この市は。こういった状況ですね、何でこんなふうになったんだと、一番最後に。僕が18年の9月に、こういったことをやってくださいとっておるにもかかわらず、今まで動きがなかったということの考え方について伺いたい。これが1点ですね。

それから次は、先般の7月14日に開催されました自治会連合会の理事会の中で、広報紙の配布時のレジ袋について議論があったというふうに思います。その中で、アンケートをとるということでありました。その結果について、どういったふうになっているか。あるいは、今後のアンケートに対する市の対策、どういったふうに取り組んでいくかということについてもお尋ねをいたします。

次に、学校給食、それから廃棄物処理費用等についてお尋ねをいたします。

原油高騰により、あらゆる食料品等が値上がりを行いました。私たちの毎日の食生活にも多大なる影響を及ぼしております。もちろん学校給食の食材に関しても同様であり、企業努力も限界にあるというふうに思われておりますが、子供たちに対する栄養面、あるいはカロリー等は十分補われているのか。また、主食として米飯、あるいは副食で牛乳、デザート等がありますが、食の安全が問題視されており、きのうの答弁の中では、米飯については直接JA米を購入しておりますから心配はないという内容でありましたが、事故米、汚染米は、きのうや1ヵ月前に発生したわけではございません。これは数年前から出ております。これは食料品に混入されている実態が新聞等で表面化されていると思います。新聞報道等によりますと、岐阜県下の米穀卸販売会社も何らか事故米等に関与していたということでありましたが、当時の穂積町、あるいは巣南町の学校給食では、米は、昨日の答弁にありましたように、JA米であったのか、こちら辺をよく確認していただきたいと思います。

そして、給食はやはり安全で、栄養豊かな、楽しい、魅力ある食事を目標に、健全なる給食事業でなければならないと、こううたっております。食材等が値上がりをしてきました。多分、メニューの変更もあるかというふうに思いますし、給食費は、ここ五、六年、ずうっとそのままの料金を子供たちからいただいておりますが、こちら辺の幅ですね。例えば中学生は4,600円いただいておりますが、この幅ですね。どんだけ諸物価等が値上がりしたら値上げをしないあかんという、基準といいますか、そこら辺を査定されているというふうに思いますが、そこについてもお伺いをしたいというふうに思います。

次は廃棄物の問題ですね。これは美来の森の廃棄物処理場についてのお話でございます。

美来の森で廃棄物を処理していただいて、毎日、焼却をしていただいております。1トンの能力がございますので、それに近く見合った焼却をされておりますが、この焼却をするためには、やはり石油関係の燃料が要るということで、燃料が高くなったという実態でございますから、どのような焼きをされているか。聞くところによりますと、焼却の日数が減ったということで、ストックが多くなったというふうなお話を聞いておりますので、そこら辺の現状について、あるいは対策について、お伺いをしたいと思います。

それから、次は廃棄物の基本計画の策定、こちら辺の状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。これについては新たな取り組みだというふうに思います。その内容、あるいは策定後の実施時期等について、市の考え方についてお尋ねをしたい。あわせて、これは多分、ごみ減量推進協議会とのかかわり等がどうなっているのかということについてもお尋ねをしたいと思います。

最後に5点目になるわけですが、新エネルギー（家庭用太陽光発電システム）の導入計画に対する市の取り組みについてお尋ねをいたします。これについても、私は18年ごろだと思いますが、質問をしておりますが、何ら答えが出ておりませんので、再度質問いたします。



化石燃料のエネルギーではなく、新しいエネルギーを利用することが大切ではないでしょうか。その一つが太陽光発電、あるいは、こちら辺ではだめですが、飛騨の方へ行きますと、雪氷熱の利用もあるということでございます。私も家庭用太陽光発電システムをH17年に導入しております。わずかではありますが、地球温暖化防止に協力をしているというふうに思っておるところでございます。平成17年ごろの当時の資料では、全国で313の自治体が住宅用太陽光発電導入に当たって、導入促進事業の助成を前提に、それに上乘せして補助する方法と、国の助成に限らず補助をしている2通りがございます。地球温暖化防止並びに環境負荷低減は今世紀の重要課題の一つでありますので、本市としてもそういった制度を積極的に取り入れてほしいと。市は今後、そういった考え方を持っているかということをお尋ねいたします。

以上、一括して2番目の持続可能な循環社会をつくるための取り組みについて質問をいたしましたので、順次お答えを願います。

議長（小川勝範君） 今、松野藤四郎君は6点でございますので、河合部長は4点、林教育次長は1点、新田部長は1点、順次、関係者から答弁をさせます。

河合環境水道部長、4点答えてください。

環境水道部長（河合 信君） 私の方からは4点、お答えをいたします。

最初のレジ袋の有料化について、なぜ今までこんなに遅くなったかというふうなことでございます。今後の取り組みにつきましては、きのう広瀬議員の方から御質問がありましたので、それにお答えしたとおりでございます。私の考えとしましては、広く皆さん方からいろんな意見を聞きたいというふうな考えがございます。そのためには、廃棄物の減量等推進審議会というものが条例化されておりますので、そこでいろんな議論をしていきたい。がしかし、新年度予算を見ますと、報酬が組み込まれていませんでした。それに気がつきました。これではいけないということで、今議会にその補正を上げてお願いをしておるところでございます。それまでも事務局の方で、地球温暖化、それから自然環境を守るにはどうしたらいいかというようなところ辺で、環境課を中心にいろいろ議論しております。その中でもいろんな意見がありまして、果たしてレジ袋が本当に、確かにCO<sub>2</sub>削減には貢献できるでしょうが、それ以外の考えを持つ職員も、私もその一人ではありますが、いろんな意見がございます。それを審議会の中で十分協議をしていきたいというふうな考えから、今の時点になったというふうなことでございます。1点は、予算措置が当初にしていなかった。広く意見を聞くには、やはり審議会を通して、市民の皆さん方からいろんな意見を聞きたいというふうな思いから、今に至ったというふうなことで御理解をお願いしたいと思います。

2点目でございますが、美来の森の方で焼却炉、処理能力は1日1トンでございますが、現在は約0.8トンを燃やしております。その環境影響評価につきましては、きのうの御質問にもありましたが、現在のところはダイオキシンは0.11ナノグラムということでクリアをしております。

ます。がしかし、その維持管理費でございますが、燃料はA重油でございますが、かなり単価が上がってまいりました。4月時点ではリッター84円でございますが、8月ではリッター123円と、46%の高騰になっております。

今のところの対策といたしましては、先月から焼却回数を減らしました。そこで、何とかしていこうというようなことを思っておりますが、がしかし、焼却回数を減らすと、それだけ残ってきますので、それをどうするかというふうなことも今後考えていかなければいけない。単なるランニングコストと、要は、燃やさないものを外へ出す搬出の経費だけを考えると、どっちが得かというようなところ辺でございますけれども、やはり自分とこで出た廃棄物は自分とこで処理をしましょうというようなところ辺から考えると、いろんな矛盾がありますので、いましばらく動向を見たい。北京オリンピックも終わりました、だんだんとガソリンの方も、いっときは180円台から、今160円台というふうに着つきを取り戻しております。そこで、今のところはそうやってしのいでおりますけれども、これから10月、11月になって、まだまだ下がる傾向がなければ、やはりこれも補正対応をお願いせざるを得なくなるというようなことは考えております。また、廃棄物の収集処理委託の業者の方も、いろいろ燃料高騰でお願いが出ております。今は営業努力ということで、しのいでもらっているというふうな現状でございます。

3点目ですが、一般廃棄物の処理計画というものでございますが、これは廃掃法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき策定をするものでございます。廃棄物処理をめぐる今後の社会経済情勢などを踏まえ、さらに瑞穂市の立地特性及び廃棄物処理の現状を十分考慮した上、長期的な視点に立って、今後10年から15年の間における一般廃棄物処理のあり方を示すものでございます。

この策定内容でございますが、一つ目は廃棄物の発生量及び処理量の見込み、それから廃棄物の排出抑制のための方策、それから分別収集の種類及び分別の区分、それから廃棄物の適正な処理、収集運搬、中間処理、最終処分を実施するための基本的な事項、処理施設の整備等でございます。進捗状況といたしましては、間もなく策定業務委託を行います。そして、廃棄物の減量等推進審議会に御提案申し上げて、今年度中に策定完了し、公表をさせていただく予定でございます。最終的には、一般廃棄物の処理基本計画、50部を作成するというふうな状況であります。

最後に太陽光発電のことでございますが、これは限りある資源の有効利用、また地球環境からも大変有意義なことであるというふうに認識しております。国におきましては、議員御指摘のとおり、平成6年から平成17年度までは国の補助金が施行されておりました。地球環境問題が今大変クローズアップされている現在、経済産業省が財務省の方に来年度の概算要求、数字的には238億と言われておりますが、それを具申しているというふうなところ辺でございます。

す。今後、国の動向を踏まえて、瑞穂市としても検討するに値するというふうに思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 自治会からのアンケート結果について、御報告をさせていただきます。

さきの自治会連合会におきまして、市から支給をしております広報「みずほ」の配布時のレジ袋の使用についてということで、自治会長さんから廃止をしてはどうかというような提言がございました。これを受けまして、連合会ではアンケートを実施するというにいたしまして、今月の初めにその集計結果が得られました。この結果の内容としまして、全自治会、95自治会のうち、87の自治会から回答と御意見をいただきました。回収率92%ということでございます。

その主な内容としましては、アンケートの問い1では、現在の広報用の配布袋、レジ袋ですが、この使用についてということでお尋ねをいたしました。現状で使用している自治会が79自治会、91%に当たります。反対に、使用していない自治会が8件、9%ございました。使用していないという理由の主な内容では、組長さんといいますか、班長さんといいますか、昼間、共働き等で不在があり、玄関先に置いておくと、ごみ袋と間違えて捨てられる可能性があるとか、レジ袋は無駄である、特に必要がない、枚数が多いため、これは組によって世帯数が違うと思いますが、入り切れないというような御意見だと思っておりますが、逆に、枚数が不足する、それから各町内会が独自で工夫しているので使用していないというような主な理由でございました。

それから、アンケートの二つ目といたしまして、例えば恒久的な広報配布用の袋を作成した場合、その後、使用されますかという問いに対しましては、「使用する」とお答えいただきました自治会が48自治会、55%、「使用しない」という自治会が35自治会ありまして、約40%に当たります。このほか、無回答、あるいは「わからない」というような、「どちらとも言えない」というような自治会が4件、5%ございました。今後、市の考え方といたしましては、地球環境に対する対処というのを踏まえまして、いろんな御意見、考え方をいただいておりますので、市の自治会連合会の理事会ともよく協議をして、今後、検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

土田議員にも答弁しておりますので、重複しない答弁をしていただきたいと思います。

教育次長（林 鉄雄君） 原油高騰の影響により、いろんなものが値上がりをしております。給食の食材についても例外ではございません。昨日も述べましたが、バター、ジャガイモ、ニンジン、マヨネーズ、めん、パン等が値上がりをいたしております。逆に値下がりしている

ものにつきましては、精米、牛肉、豚肉、シャケ切り身等がございますが、給食の量と質、カロリーにつきましては、学校給食の栄養基準に基づきまして栄養士が予算の中で献立を作成し、調理をいたしておりますので、基本的には変わりはありません。

また、食の安全ということで、事故米についてですが、きのうも申しました。私どもの給食センターは、JAのお米を岐阜県学校給食会を通じて納品をいたしております。このJAのお米についても、穂積のライスセンターのお米を使用しているということで、これをギフライスが精米を請け負って精米し、さらに穀物検査協会の検定を受けて子どもへ納品をいただいております。したがって、事故米が混入ということは、まずないと考えております。

それから、事故米による米粉等の加工食品についてですが、おとといの新聞では、県内で158個ということで新聞に出ておりました。きょう、私どもが入手いたしました資料によりますと、県内で280個、全部で14万6,649食が、名前を言いますと、すぐる食品の厚焼き卵、オムレツを使用しているということでございます。近隣で言いますと、岐阜市、羽島市、各務原、本巣、大垣、池田、すべてこれが入っておりますが、近くですと、私ども瑞穂市と北方町だけが入っていないということで、私どもはすぐる食品じゃなしに雪印の食品のものを使っておるということです。きのう申しましたが、できる限り手づくりということで、前にも申しました。今週の月曜日も厚焼き卵があったんですが、手づくりでつくったということでございます。これにつきましては、毎日、県、あるいはメーカー等も確認して、常時、情報を得ておりますが、今のところは私どもにつきましては被害がない、影響がないということでございます。

さて、給食費の値上げについてですが、本年度につきましては、現在、値上げを考えておりません。また、来年度につきましても、献立を検討し、さらに手づくりをふやすことなどによって、対応することによって値上げをしないでいく方向で考えております。なお、今後さらに値上げが続くようなことであれば、例えば一つの方法として、現在、1週間のうちに1回はパン食です。1回がめん食です。めんは、スパゲッティとか、ラーメンとか、うどん等になります。あと3日が米飯給食です。それで、米飯ですと1日に、保育園の方で聞きますと、五千数百食つくりますが、1日10万円ぐらいです。パン、めんになりますと、1日22万円ほどになります。ですから、月のうちに1回だけでもパン食を御飯にすれば、そこで12万の差が出ます。めんにつきましても、1ヵ月のうち1回、御飯にすれば、さらに12万が出ます。一月に24万、1年にしますと250万ぐらいの差が出ます。それを副食に回すということも考えられます。そういったことでも対応できるかなというふうに考えておりますが、今後、値上がりの動向を見ながら検討してまいりたいと。ただし、今現在につきましては、来年度も値上げはしない方向でいきたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） どうもありがとうございました。時間の都合で再質問はしませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目のアスベスト対策、これについてお伺ひします。

今年度、平成20年の2月6日、厚生省から石綿障害予防規則第3条第2項の規定による云々で、この調査が来たというふうに思ひます。従前は石綿3種類でしたが、今度は6種類になったということであります。前回は、アモサイト、あるいはクリソタイル、最も発がん性の高いクロシドライト、こういったものでございましたが、今回、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト、こういったものが国内のどこかで検出されたということがございますので、当市でも調査をされるということがございます。これはいつごろまでにやられるのか、どこの施設をやられるのか、134全部やられるのか、そこら辺についてお伺ひしたいとともに、JAの建物、鷺田ですか、ここでも石綿が検出されておりますので、この対処についてお伺ひします。

そして、最後の質問ですが、イオンモールの件でございますが、どうも着々と開発業者が計画を立てているような感じでございますので、当市としても、そこら辺の内容をよく知っているのか、よく検討してこのまちづくりに参画をしておるのか。あるいは開発業者に、この開発というのは業者単独でできますから、市はどこまでかかわっているか、そこら辺についても一括してお答えを願ひたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

残り時間11分でございますので、そのように答弁してください。

総務部長（新田年一君） 松野議員からのアスベストの対策につきまして、御指摘、御説明のありましたように、アスベストの使用につきましては、市の施設、現在、94施設ですが、レベル3、これはアスベストの使用の調査基準というのが、レベル1から、吹きつけ剤の有無、あるいはレベル2の吹きつけ以外のアスベスト使用の保温材、耐熱材、あるいは耐火材等の使用、それから今、取り上げられておりますレベル3の吹きつけ、あるいは保温材等以外の石綿使用の建材の使用の有無というレベルですが、これの施設の調査の徹底をなささいというような通知をいただいております。

レベル3の施設につきましては、先ほど御説明いただきましたように、平成20年2月の厚生省の労働基準局からの通達によりまして、従来の3品目から、新たにトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトの3種類を含めて、6種類を対象とした分析調査を徹底なささいというような指導をいただいております。

これにつきまして、アスベストの判定の値につきまして、各施設の点検方法につきましては、お尋ねがありましたように、設計図書、図面、あるいは仕様書等から、その使用材料の判定をしてきたというのが内容でございます。その判定のレベルは、3は床、壁、天井材に使用され

ております建材にアスベストが含まれているのかどうかということでありまして、直ちにこれは飛散防止等、何らかの措置が必要というものではありません。解体・改修時に注意をして工事を行う必要があるだろうというような建物でありまして、一般の住宅等でも同じような状態ではないかというふうに思っております。これにつきましては、現存する市有施設では、改修等の対応はしておりませんが、しかし、今後の施設改修の際にはこの状況を認識いたしまして、今回の補正予算にも対象施設の点検・調査費用として予算計上しておりますので、これからこうした調査、あるいは改修工事を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 名古屋紡績跡地に開発されている大規模店舗の計画について、お答え申し上げます。

この計画につきましては、平成18年2月に名古屋紡績から株式会社ダイヤモンドシティによる工場跡地の開発を進める旨の報告が初めてございまして、その内容につきましては、ダイヤモンドシティにより計画実現のため、引き続き平成19年度にかけて関係機関、ここで言う関係機関といえますのは、岐阜国道工事事務所、岐阜土木事務所、公安委員会及び市ももちろん、瑞穂市内のことでございますから市も関係しておりますけれども、市と協議を進めまして、同年6月に道路の新設に伴う取りつけ計画協議書というものを国道事務所に提出し、その回答をいただいたところでございました。その後、開発業者でありました株式会社ダイヤモンドシティが同年8月21日にイオンモール株式会社と合併し、イオンモール（株）に社名も変わってまいりました。その新経営陣のもと、名古屋紡績跡地開発についての取り扱いが社内で検討されまして、今年度の5月になりまして、引き続きその開発を進めるという決定がなされたということをご承知しております。その結果、現在、イオンモール株式会社において、周辺地域での新規出店大規模店舗、大垣におきましてはアクアウォーク大垣、各務原にできましたイオン各務原等の大規模店舗の新たな出店がありましたので、その状況変化により、現在、計画しておりました店舗の配置、店舗面積及び連絡道路等の計画を見直しされまして、現在、関係機関と計画変更の事前協議が始まった状態ということでございます。以上、答弁させていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） アスベストについては、早急に調査、現地、あるいは図書等でやるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。これについての被害というのは、大変重大な健康被害でございますので、早急に対処を願ひたいというふうに思います。

イオンモールについては、調整監から時系列的にお話をいただきましたんですが、国、あるいは県土木、あるいは市、そういったいろんなところといろいろ協議をされているということ

でございますが、地元の方はどういうふうになっておるのでしょうか。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答えします。

今、計画の見直しということをお答えさせていただきました。ということは、対地元にお話をさせていただくためにも、開発業者でありますイオンモールが、こういう計画で進められるという案が決まらなければ、的確な情報を地元の方々には提供できませんので、何はともあれ今は、イオンモールといたしましては、こういう計画でいけるという案づくりに専念している状況でございます。今年度になってから対地元への交渉はまだされていないと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） この跡地の所有者というのは、名古屋紡績であることは承知をしておるわけです。利用計画、あるいは都市計画法上等についての制限はないということではありますが、瑞穂市都市計画マスタープランの中では、工場跡地については他用途への転換や大規模な敷地を生かした有効かつ計画的な土地利用を検討します。また、周辺地域に与える影響度に応じ、基盤整備等の必要な取り組みを検討し、事業者側にも対策を指導していきます。マスタープランの70ページに言われておりますが、他用途への転換、あるいは有効かつ計画的な土地利用、また事業者側にも対策を指導すると言っておりますが、都市計画法上の制限がなければ、これは実際、市は関与する必要はないというふうに私は思いますが、市の方もそういった協議会等に出向いておるといことでございますが、市はどのような立場で事業者を指導されているのか、1点についてお答えを願います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答えします。

市がかかわるといことは、そもそも名古屋紡績の跡地につきましては、名古屋紡績が売られたわけではなく、賃貸契約のもとでの開発が進んでいるわけですが、市におきましては、例えば1点でございますが、その店舗へ入る道というものが市道という性格のものになる可能性ももちろんございますし、大規模開発店舗の周辺における周辺住民の方々への影響の問題もございますから、開発計画の中身については、それなりに市も携わる必要があるかとは思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 跡地問題については、いろいろ開発業者もプランを変えてくるわけですね。一つの図書を持って行って国交省と、あるいはそういった上部機関へ行っていろいろお話をしながら、困難なところがあるということで計画を変えてきております。多分、2階建

ての建物、あるいは駐車場については平面駐車だというふうに思っております。1,100台から1,200台が置けると。国道を利用していくわけですけど、要は北の方からの出入りは全くないと。出入りするの、塀を囲って歩行者ぐらいというふうに認識をしておるんですが、そのような格好になるのでしょうか。

議長（小川勝範君） 以上で、松野藤四郎君の質問は終わります。

11番（松野藤四郎君） ありがとうございました。残念ですね。

議長（小川勝範君） 次に、議席番号7番 棚橋敏明君の発言を許します。

7番（棚橋敏明君） おはようございます。議席番号7番の棚橋敏明です。どうかよろしくお願いいたします。

ただいま議長より発言の時間をいただきましたので、ただいまより三つの質問をさせていただきます。一つ目は、豪雨災害も含んだ防災センター機能のあるコミュニティセンターの建設について、2番目としまして、避難勧告、緊急地震速報の伝達方法について、3番目としまして、朝日大学との連携について、以上3点の質問を質問席よりさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

最初の質問としまして、豪雨災害等も含んだ防災センター機能のあるコミュニティセンター建設について。

8月の下旬より9月初旬によりまして、全国各地で豪雨が猛威を振るいました。愛知県では岡崎市、名古屋市、岐阜県では大垣市、各務原市、池田町、揖斐川町、笠松町、多くの市町が水害になりました。この瑞穂市においても、昭和34年6月、そして昭和36年6月、そして昭和51年9月に水害、そして昭和34年9月、伊勢湾台風、昭和36年9月、第二室戸台風と何度もの風水害に遭ってきました。私たち土地の低い旧穂積地区の方々は、昭和36年の水害時には、その当時、車もありません。リヤカーに乗って家族全員が少しでも高いところということで、長良川の堤防の上で水が引くまでじっと耐えて、そこで生活しました。昭和51年9・12災害のときには、それぞれのおうちに車がありました。それでも、どこにも避難することができない。高いところへ行こうということで、やはり同じように、今度は車で長良川の堤防の上に行きました。

この最近の豪雨を見ておりますと、地球温暖化によるものなのか、猛烈な豪雨であります。昨日も広瀬武雄議員さんが質問なさいました。以前とは違う雨の降り方、短時間の対処が必要だ。短時間に避難することが必要だ。私も全く同感でございます。

以前、水害に遭った方々、特に御高齢の方々におかれましては、今回の豪雨、気が気でない状況であったと思います。このような地域のために、また、このような地域の安全・安心のためにも、排水の悪い、特に土地の低い地域に防災センターの建設をぜひともお願いするものでございます。大変大きな費用のかかることでございます。コミュニティセンター及び防災セン



ターとして、既に牛牧防災センター、そして今新たにつくられようとしております本田コミュニティセンターがございますが、防災センター機能をより今までの経験を踏まえた上で、しっかりとした防災センターの機能のあるそういった防災センターを、この瑞穂市内、土地の低いところ、水害になりやすいところ、そういったところにぜひとも建設していただきたい。なおかつ大きな費用がかかりますから、一つの例で申し上げますと、穂積に市立穂積保育所がございます。ああいった保育所の施設、そしてまた、今、幼稚園と保育所を一体にしようという計画も一部あると昨日の御答弁からも伺っております。こうなりましたら、こういったものと一緒にでつくるといことになりましたら、恐らく文部科学省、そして厚生労働省からも補助金等もいただけるのではなかろうかなと思っておりますが、このような防災センター機能のしっかりしたコミュニティセンターをつくっていただけるような御計画はないでしょうか、市長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） まず初めに、新田部長から答弁させます。後ほど市長に答弁させます。

新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず御質問につきまして、担当の方からお答えをさせていただきます。

ただいま棚橋敏明議員からお話のありましたように、瑞穂市におきましては治水対策として、これまでずっと水との闘いということが常でありましたので、長年、排水機、水路改良、あるいは堤防などの補強という整備に力を入れてまいりました。最近では、おかげさまで大きな水害に遭っていないということで、32年前に発生しました51年9・12の集中豪雨災害が忘れることができないということでもあります。その後、国・県などが中心となりまして、長良川河口堰の建設等もありまして、水害に強いまちづくりが推進されてきているというふうに思っております。また、瑞穂市内では、犀川の第3統合排水機場、あるいは宝江川の排水機場等が整備をされてきております。

御指摘の大字穂積地域におけるコミュニティセンターにつきましては、稲里地域の一部も含めまして、関係者によりまして協議が進められているというような状況でございます。何といましても土地の問題が第一でありますので、地域の方々の御理解をお願いして進めていきたいというふうに考えております。

御提言のありました保育所につきましても、現在、穂積保育所、児童数40名が通園しております。建物は、御承知のように平家建てであります。37年経過しております。したがって、水害に強い安全・安心なまちづくりのためのコミュニティセンターや保育所の建設ということにつきましては、例えば2階建て、あるいは用地の高さなども視野に入れまして、全体計画を取りまとめていかなければならないということは十分承知をしております。今後、全体計画の中で整備することになると思っておりますので、御意見、御協力等、よろしくお願いいたします。

なお、万が一、災害が起きた場合、現在のところ、朝日大学の御理解によりまして、学校と協定を締結しております。内容は、災害時には避難所、避難場所として朝日大学の6号館、それから10周年記念会館及びグラウンドの利用を提供していただけるということになっております。このように地域にある資源を十分活用し、有事に備えていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 柵橋議員さんの御質問に、私の方からもお答えを申し上げたいと思っております。

今、総務部長の方からお答えをさせていただきました。今議会におきまして、それぞれの部長からいろいろ答弁をさせていただいております。これはすべて調整がしてございまして、部長が言っておりますことは、すべて私が言っておりますことと御理解をいただきたいと思っております。

御案内のように、特に旧穂積地域におきまして、瑞穂市の南部全体でございますが、はっきり申し上げまして、本当に先祖、先人が水との闘いでございました。それを何とか解決したい。その間に、先ほど御指摘がありました幾つかの多くの災害があったわけでございます。そんな中におきまして、51年の9・12からちょうど30年が経過しておりますが、それ以来、おかげさまで大きな災害がありません。これひとえに、やはり国土交通省が抜本的な排水機の整備等々もしていただいた、そのおかげと、そしてこの地域にああいったゲリラ的な集中的な豪雨があれからないというところでございます。けれども議員御指摘のような、ことし、あちこちにもあります、ここ二、三年来ありますゲリラ豪雨がいったら、私はひょっとしたら同じような災害が起きたかもしれないと、想定しているわけでありまして。議員御指摘の心配のことは当然でございます。今、総務部長が申し上げましたように、穂積の地域におきまして、コミュニティセンターの建設を御要望いただいております。また、穂積保育所が一番の老朽化をいたしております。また、公園の整備も要望を受けているところでございます。こういうものを含めまして、総合的にひとつしっかりとここ1年ぐらいに、そういったことを皆さんの御意見をまとめながら整備できるように計画をしっかりとさせていただきたい、そのように思っております。今後、議会の皆さんにもいろいろ御相談を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7番（柵橋敏明君） 総務部長、それから市長、ありがとうございました。

この話、多少、地域の方々にも知れ渡っておりまして、ただ、それが一部誤解して知れ渡っている部分がございます、といいますのは、自治会長さんが議員も兼ねておられる方がおら

れまして、その方が一手に取り仕切っておられるんじゃないかと。それで、土地に対する地域の方々の考え方も以前とちょっと変わってまいりまして、相続のために土地を手放そうかという方も中にはおられます。その方々が、どなたに頼みに行ったらいいのですかと。議員さん、自治会長さんを兼ねておられる、あの方ですかという話も一部ございます。ただ、こういったことが地域に広がってきますと、いろんな誤解が生まれます。その議員さんも、私が存ずるところは、私利私欲で動かれる方ではなかろうと思います。ですから、ぜひともこの進行状態、それから今後、どのように進めていかれるのか、個人情報複雑なところに至らない限り、ちょっとここで御報告できる部分だけ御報告いただくとありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まずお尋ねの、地元で協議されております穂積コミュニティセンターの推進協議会と申しますか、会合のメンバーは、自治会長さんを初め地元の区長さん、PTAの子ども会の役員さん、それから老人クラブ、消防団の幹部等々で、主催と申しますか、声かけをされているのは地元の代表の方が声かけをされておりますので、市長名で招集をしているというような会合には至っておりませんけれど、大字穂積地域、稲里地域の団体の代表者の方で協議がされているというふうに理解をしておりますが、市としましては事前に協議会の方から、会議の方からお話のありました地域につきましては、地権者等、土地の状況については事前に調査をさせていただいておりますし、それを受けて、代表者の方から地権者へのお話も協議をされているというふうに聞いております。最終的に市の方がかわると、契約をすとかという段階にまではまだ至っておりません。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7番（柵橋敏明君） どうも新田部長、ありがとうございました。

そのようなことを、ある程度地域の方に順次公開できる部分ですね、ぜひとも順次公開していただきたいと思います。昨日も、十九条の防災センターができるまでのいきさつ、そして広瀬副議長からよく伺っております本田コミュニティセンターができるまでのいきさつ、並々ならぬものが過去あったと賜っております。それだけに、下手をしますと誤解も生まれてまいりますし、それと同時に、地域の皆様にとったら、土地というのは非常に大事なものでございます。また、今回の場合は立地の場所、どこに来るのか。これは今後、大きな大きな問題でございます。だれしもが自分の近いところ、自分がぱっと走っていけるところ。やはりだれしもが水害を想定して、考えた上で、また、お体の不自由な方が果たしてあそこまで行けるであろうか、そのような疑問を持たないような場所。やはりそういった場所の選定、非常に大切なことではなかろうかなと思いますので、できる限りしっかりとしたコンセンサスを踏まえ

ていただきまして、また、なおかつその場でどんなことが話し合われたのか、ある程度個人の方に迷惑がかからない限りは、進捗状況、進行の方法、どのような意見が出ているのか、そういったことを公開していただけるとありがたいなと思っております。

特に、隣の土地が買ってもらって、うちが買ってもらえへん。うちはぜひ買ってもらいたいとか、いろんなそれぞれの家庭には大きな大きな考え方があると思います。どうかそういった地域のことも尊重なさっていただいた上で進捗していただきたいと思ひますし、ある程度の公開はよろしくお願ひいたします。やはり情報の公開がないと、要らん話がどんどんどんどん横へ走っていきます。そのようなことを御助言させていただいた上で、ひとつ御進行をお願ひしたいと思ひます。

そして、最終結果としては、すばらしい防災機能のそろった、お体の不自由な方でもそこに避難できる、そういったすばらしいコミュニティセンターをつくっていただき、なおかつ昨日、広瀬武雄議員も言っておられました、御老人の方のサロンであり、またペットに対することはちょっと難しいのかもしれませんが、せめて御老人の方のサロン、日常はそういったサロンで使えるような、特に今、牛牧の防災センターを見てみますと、御老人の方々のいい意味でのサロンになっております。このようなものを何とかつくっていただきたい。これが地域の声としてあるということをお願ひいただきまして、どうかお力をおかしくお願ひいたします。

それでは、この後、第2番目の質問に移らせていただきます。避難勧告及び緊急地震速報の伝達方法について。

せんだっての雷の雨の中、あの中で車が、例えば「皆さん、避難してくださいよ」と走っても、まず聞こえることはないと思ひます。それと同時に、この市内、何か所にもスピーカーを設けられております。晴れたときに検査をした上で、恐らくここでスピーカーで流せば聞こえるであろうという、あくまでもそういった天候状況がある程度良好の上での伝達方法としては機能があると思ひます。しかし、あのような豪雨で降っているさなか、全く聞こえない地域が相当多々あると思ひます。その中において、これだけ短時間に雨が降る、短時間に状況が大変化をする、このような状況の中でどんな伝達方法があるのでしょうか。今どのような伝達方法をお考えなのか。昨日と一部重複する部分があるかもしれませんが、特に豪雨のこのような大きな音の中、それから短時間での地震の問題、この二つについて御答弁をお願ひいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 災害時の市民に対する情報伝達についてということで、お答えをさせていただきます。

まず最初に、豪雨等の家の中にいた場合は、十分行政防災無線が聞こえないんじゃないかというようなことをございます。そうした点につきましては、十分平常時におきましても御指摘

をいただいておりますので承知をしておるということで、今年度、防災無線につきましては、全体調査かけまして、見直し、あるいは音量の調整等をする計画をしております。

避難勧告等の伝達につきましては、特に重要な情報ということでありますので、こうした市の防災行政無線を主体とした運用を考えておりますが、そのほか、現在、放送しておりますFMわっち（78.5メガヘルツ）で放送しております市の番組、あるいは防災ラジオ、これも電源を切っておいても自動的に立ち上がるというような内容でして、市からの放送がラジオで受信できるというような内容になっております。あるいは、一般の電話、消防団に対する無線、消防車両による広報車による伝達等が、現在、実践での伝達方法になろうかと思っております。また、地域の自治会におきます自主防災組織の役割分担の中におきましても、情報伝達班というような位置づけがあると思っておりますので、こうした住民の方の中で役割を分担していただくという協力も必要ではないかというふうに思います。

地震災害による緊急地震速報につきましては、今年度、昨日回答させていただきましたように、今年度の予算で840万円ほどの予算で国の補助事業として取り上げ、現在、全国の瞬時警報システム（J - A L E R Tシステム）を今現在、整備中でございます。この整備後には、衛星無線による自動起動といえますか、市内各地にあります防災無線が自動的に立ち上がって放送が流れるという手配になっておりますし、先ほど言いました防災ラジオでのお知らせという方法も実施していきたいというふうに思っております。

また、市民の皆様におきましては、市販の緊急地震速報専用の受信機でも受信ができるというような状態になっておりますし、一部の携帯電話会社でも2008年モデルから無料で受信ができるというような携帯電話もあるようでございますので、活用していただきたいというふうに思っております。

そのほか、放送事業者、テレビ・ラジオ等でも速報が流れてきます。こうした情報をキャッチしていただきまして、速報が流れ、この情報を的確にキャッチした後、その後の行動をとっていただきたいというような啓発も十分にしていきたいと思っております。いずれにしても、一人ひとりの行動が重要視されるということになりますので、被害が最小限にとどまるように、市としてもこうした防災体制に力を入れていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） せんだって、議員としまして牛牧地区で行われました防災訓練に伺いましたときに、新田総務部長が「ただいま市庁舎内に災害対策本部を設置いたしました」と、この報告のもとに市長が動かれる。それから、すべて事が始まるというようなことを見させていただいたわけなんです、今現在、例えば有事が発生した場合、この災害対策本部というのは、

どのような場所に、どのような手順で設けられるのか。また、その災害の種類にもよりますが、どのような規模から上の災害に対して、そういった判断ですね、本部を設けなきゃいけないのか。そういったことを教えていただくとありがたいと思うんですが、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず災害時の瑞穂市災害対策本部の設置の基準ですが、地震におきましては震度4以上発生の場合は警戒体制ということで、防犯担当、総務関係、あるいは都市整備の道水路関係の職員が待機することにしております。これよりも規模の大きい災害になりますと災害対策本部を設置し、中には災害救助法の発動というようなことになるかもしれませんが、水害も含めて、規模の小さい地震が発生した場合については、常時、消防署とも連携をとりながら警戒体制に入っております。

具体的に対策本部を設置する場合は、無線があります穂積庁舎が災对本部の場所になると思えますし、そのほか現地対策本部として、現在、五六川の西地域に北部防災センターがございます。犀川の西には巢南庁舎がございますので、そうしたところが状況によっては災对本部の複数の本部、あるいは現地災害対策本部になるというふうに考えております。職員には、携帯電話のメール受信で一斉に非常招集をかけるというような方法も体制をしいております。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今の新田部長の御説明もわかります、災害の種類によって対応も当然変わっていくわけですから。ただし、ここ最近のゲリラ豪雨にしましても、すごく災害がスピード化しております。河川の水も非常にどーっと来るような気がいたしますし、例えば火災にしましても、どうしても化学素材が多いから、瞬く間に火の海になるようなこととか、非常にスピード化しております。

それで、せんだって焼津市へ研修に行きましたときに、焼津の消防庁舎の中に防災司令室、要するに、そこですべてコントロールできるような部屋が常備つくられております。これを議員ともども研修に行ったわけですが、これであれば対応が非常に速いと。それで、ふだん、この防災のメンバーになっている方々ですね、建設業者のトップの方々も含んだ上で、せんだっての牛牧で行われました防災訓練のときの主要なメンバーの中で、例えばコントロール室に行くんだという人が決まっていれば、その場合、瞬時に何うことができるわけです。市内からでしたら、10分未満でそこへ集結することができます。そこから手際よく各部隊に指導もできるんじゃないかなと思いますし、それと、いろんな方々がそこに一堂に集まられます。それによって、その方々の今までの経験から、非常にすばらしい分析もできるんじゃないかなと思います。そのようなスタッフ、またメンバーが集まれる防災司令室を常備つくろうという

計画はこの瑞穂市にはないのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 災害対策本部を設置した場合には、当然、消防防災機関はもちろんでございますが、消防団員も含めてもちろんでございますが、防災訓練で参加していただきましたボランティア団体、あるいは自治会等の代表者、あるいは先ほど言いました対策協力会のメンバーにも御参集をいただくことになると思いますが、場所につきましては、現在の穂積庁舎の中では十分専用の部屋というもので確保できない状態でございますので、今後の課題にしていきたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 新田部長、ありがとうございました。

また市長、一つお願いがあるんですが、これから人口がもっともっとふえていくと思います。そのときには、防災司令室を何とかつくっていただきまして、画面に状況がわかる、それに対して各分野の非常に知識豊富な、経験豊富な方々が、この場合はこうした方がいいんじゃないかと、そのようなアドバイスが出せるような、一堂に集まれる、そういった防災司令室、これから人口の増加によっては検討していただき、また何とかつくっていただけるよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、時間も少なくなりましたので、3番目、朝日大学との連携ということで御質問させていただきます。

全国で瑞穂市と同じように人口5万人ぐらいの市、こういったものは多々あると思います。ただし、その市の中に大学がある市町、意外と少ないんじゃないかなと思います。幸いにも私たちの瑞穂市には朝日大学がございます。そして、学校職員、生徒、約3,200名の方々がいろんな意味でここへ通っていただいています。それによって大学の運営、また市内業者からの物品の買いつけ、そして先ほどの学生、学校関係者の方々3,200名の、市内でいろんなものを買われる消費、それらが私たちの瑞穂市の大きな大きな税金にもなっております。特に、この瑞穂市では三興紡績さん、そして名古屋紡績さんが廃業なされ、私たちのまちの財産として、やはり今、企業、そして駅、大学、この三つを柱にして進めていかなければならないんじゃないかなと思います。

昭和46年に岐阜歯科大学として開設されましたが、今より数年ほど前には、愛知県のある町、市、そういったところから「大学さん、瑞穂やなしにうちに、何やったら土地も準備するで来んかね」というふうで誘致を誘われるところもございます。それぐらい大学というものは、いい意味での税金を出してくれているんじゃないかなと思います。それでなおかつ、今、朝日大学さんもこのまちと文化を共有し、そして先ほど説明もございましたように、避難場所と

しても大学を提供しようじゃないかと、それから文化施設も提供しようじゃないかと、産・学共同の研究も進めていこうじゃないかといったことで、どんどん瑞穂市に窓口を今あけてくれつつあります。そしてこの先、また朝日大学としても、中・高の一貫教育も考えていかなきゃいけない時期に差しかかるのではなかろうかなと思いますが、今後のこの朝日大学との連携を市長はどのようにお考えか、御答弁をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、朝日大学との連携ということでお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、人口5万の当市において大学が存在することは、極めて大きな効果、恩恵をもたらしていることは事実でございます。振り返れば、高度成長期の昭和46年に、現朝日大学の前身でございます岐阜歯科大学が開校しまして、若者が居住し始めました。それを目当てに、市内に中・高層の建物が建ち始め、若者が集まる活気に満ちた町並みが生まれてきました。その後、大学は名称を改め、朝日大学となったわけでございますが、今や学生、教職員を含めて、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、約3,200人が集まる施設となっております。ここで学び、働く市民も多く、また多くの若者が集まって文化交流や経済活動など、地域に与えている影響ははかり知れないものがあると思っております。まさに瑞穂市の宝と言っても過言ではないという感じでございます。

したがって、市においては、この貴重な財産を生かし、より地域と連携させて、学園都市、文化都市としての位置づけをさせていきたいと考えておるところでございますが、議員のお話にもありました、これまでの大学との連携は、小・中学校の歯磨き指導とその追跡調査、そして文化交流や審議会等への委員としての招聘、あるいは図書館の開放などのほか、先ほど総務部長の答弁にもありましたように、災害時における学校施設の避難所の提供や災害時の救護病院の指定の協定を結んでおります。市では、これ以外にもさらに連携を深めた関係を築くため、大学側に申し出をさせていただきました。これは市長のマニフェストにも掲げられておる事項であることから、市長みずから動かれまして申し出を行ったのでございますが、そうしたところ、朝日大学さんでは理事会に諮られまして、先方より快い御返事をいただいております。

市としてお願いしたい事項を部課長会議でまとめまして、提示させていただいておりますが、年度内には協定が締結できることになるということで、今、準備を進めておるところでございます。協定が締結されましたら、来年度の予算編成の中にもそうした事業を取り込みながら予算編成をしたいと思っておりますが、その一例をお話ししますと、外国人向けのパンフレットの作成の翻訳、それからあと大学施設の地域への開放ということで、ちなみに野球場も公式試合に対応できる規模を有している大きさをいただいておりますが、そうした施設も開放していただけると。先般、ラグビー場も竣工しましたが、これも人工芝のすばらしい



施設でございますが、こういったスポーツ施設についても開放していただけるということでございますので、これらを活用した校区のさまざまな活動も考えられるかなと思っております。したがって、現在、さらに連携を深める方向で先方、岡村総務部長を窓口としまして、事務を進めておるところでございます。

ただ、御承知のように、朝日大学の学長さんが、この間、御逝去されたということで、新しい学長さんが決まっていないということで、10月の3日ですかね、お別れの会が催されますが、それ以後に新しい学長さんが決められるようなお話でございますので、その段階で協定締結という形になるかと思えます。いま少しちょっとお時間をいただきたいと思っておりますが、協定でき次第、皆様方にもまたお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま企画部長の方から、いろいろとお答えをさせていただいたところでございます。いずれにしても、この瑞穂市、地の利、利便性は極めていいというところでございます。この瑞穂市の将来像をアメニティータウン瑞穂と位置づけております。この地の利、利便性に加えまして、環境を整えるというところでございます。

そんな中で、瑞穂市には、これは前の市長もよく言っておられたところでございますが、瑞穂市の中には三つの宝があると言えるところございまして、その一つは穂積駅でございます。もう一つは、御案内のように、1級河川が16、直轄河川を除きまして、揖斐川、長良川の間に12本の1級河川がございます。この河川をいかに生かしたまちづくりをするかというところございまして、もう一つがやはり議員御指摘の朝日大学でございます。5万のこの小さな都市に大学がある自治体はそんなにあるわけございませぬ。これまでも大きな経済効果、文化活動、こういう関係においても大きな役割を果たしていただいております。その朝日大学との連携をどうするかというところでございます。そのことにおきまして、実は私も、先ほど部長からも申し上げましたように、マニフェストに掲げております産・官・学の連携をとりたいということでまいっております。そのことにおきまして、申し込みをさせていただき、今、そのことでいろいろ協議をさせていただいておりますが、学長がずうっと去年の年末から体調を崩されまして、ずうっと休まれておられまして、そして、先般御逝去されました。そんなところでちょっと中途、休んでおりますが、また新しい学長が選出されれば、また続けて話をさせていただくところでございます。実は議員御指摘がございますように、中高一貫教育、そのことはきょう初めて申し上げるわけでございますが、それができないかというところでございます。この瑞穂市は、まだこれから10年先を人口シミュレーションしてまいりますと、10年間はまだ人口も伸びる予想をしております。特に、生徒・児童におきましては約500名ほど、一つの学校をつくらなくてははいけないくらいの児童・生徒が伸びる、こういった予想もいたしておると

ころでございます。そんな中におきまして、できれば中高一貫教育は朝日大学と提携して、できればこんないいことはないわけでございます。こういうことも踏まえまして、しっかりと協議をして話ができないか、こういうことで話し合いをさせていただく、そういったテーブルに着いたところでございます。こういったことにおきましては、今後もその状況等もお話を申し上げ、どういう進展になるかわかりません。皆さんにその御報告は逐次させていただこうと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） どうも奥田部長、そして市長、ありがとうございました。

先ほど奥田部長から御報告がありましたように、協定が今後行われまして、協定が成功した場合、また協定が無事終わりましたら、ぜひとも広報「みずほ」の方で、こういったことで朝日大学の施設も使えるんだよとか、そういったことを機会あるごとに市民の方々に何か知らしめていただきまして、気楽に朝日大学と市民の方が交わるようにしてあげていただきたいなと思います。そしてまた、市長におかれましては、先ほどの今後の瑞穂市の伸びにおいて、中高一貫教育も大事じゃなかるうかなということで、また朝日大学さんと御相談に乗っていただいて、ぜひとも進めていけるものなら進めていっていただきたいなと思います。

あとは、ちょっと時間がございませんので、要望だけ一つ申し上げます。

議長（小川勝範君） 棚橋君、これは質問でございますので、要望は極力避けていただきたい。

7番（棚橋敏明君） はい、わかりました。一つだけ、申しわけございませんが。

朝日大学はどうしても体育会系の生徒さんが多くなりまして、あの近辺にどうしても道路として危険な場所が多いと。特に朝日大学さんは体育会系の生徒が多くなって、松葉づえを使っておられる方が非常に多いわけです。そうなりますと、北西側の橋ですね、ここには歩道がございません。ここに何とか歩道をつけてあげれば、あの大学生のけがをしているさなか、そしてまた地域の方々にも非常に役に立ちますし、なおかつ、あの橋が地元の方が加害者になってしまうような事故が発生しやすい状態になっております。特に稲里地区、それから穂積の地区、御高齢の方がお車がどうしても必要でございます。あの橋を通らざるを得ません。それに対して歩道橋がございません。けがをしている体育会系の生徒、そしてそれ以外の生徒さんも多々通られます。ですから、ぜひともあそこに歩道橋の設置をお願いしたいものでございます。

議長（小川勝範君） 通告にない質問の要望はやめてください。

7番（棚橋敏明君） では、これで私の一般質問は終わりでございます。

議長（小川勝範君） 以上で、棚橋敏明君の質問は終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

なお、再開は11時5分から再開をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時08分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

13番 小寺徹君の発言を許します。

小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党の小寺徹です。

一般質問をさせていただきます。質問項目は、乳幼児健診における要観察児に対して、今後、どういう対策を立てていくかということについて質問をいたしたいと思います。

保健師さんの方とちょっと話しておりましたら、子供さんを1歳半、2歳、3歳と健診をやっているんですけども、ちょっと様子を見ていく必要がある要観察児の方が非常に最近多いということをお聞きしました。そういう点で、どういう実態になっておるか、さらに今後どういう対策が必要か、そういうことについて質問し、回答を得ていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問席で質問させていただきます。

瑞穂市としては、乳幼児の皆さんに対して定期的に健診をしております。特にその中で1歳半、2歳児、3歳児ということで健診が行われております。その健診をした中で、ちょっと様子を見る必要があるというような方、要観察者という名前で集約されておりますけれども、そういう方が18年度の受診者の中でどのような状況になっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） お答えさせていただきます。

1番目の御質問の要観察児の人数等でございますが、申しわけございません、19年のまだ結果が出ておりませんので、18年度の直近ということで御承知おきいただきたいと思います。まず1歳6ヵ月児の健診で229名、率としましては40.3%、2歳児の相談で284人、同じく率としましては49.7%、3歳児健診では98人で、率として16.4%、以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 非常に私、感じでは多い状況の数字が出ておることです。びっくりしておるんですが、そういう中で、特に一番多い2歳児の方が49.7%という、半分という状況になっておるんですが、例えば2歳児の方の要観察者の中でいろんな症状がありますわね。そういう症状で累計して何%ぐらいかというようなことをやってみえるかなと思うんですけども、それはどのような方がどのくらい見えるかというようなことで集計されてみえるかどうか、それがわかっておったら数字をちょっと教えてほしいと思いますが。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） お答えさせていただきます。

まず1歳6ヵ月児健診のとき、18年度で受診総数が568名見えます。要観察になられた方が229名で40.3%、小寺議員さんが言われてみえる大きな数字になっております。2歳児で571人の受診総数に対しまして要観察者の総数が284名、49.7%。3歳児では、599名の受診総数に対しまして98名で16.4%というような形で、先ほど小寺議員さんが言われましたみたいに、1歳6ヵ月児、あるいは2歳児で数字的には大きな数字になってきますが、3歳児ぐらいになってきますと16.4%、若干小さくなっていっているというような傾向で進んでおります。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） それで、その中で症状として、要するにちょっと習慣的に集中できんとか、言葉がおくれるとかというようなことがあると思うんですが、そういうようなことを累計的に集計をされておるのかどうか聞きたいんですが。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 今、私どもの方の見方としまして、運動発達の問題とか、全体的なおくれ、言葉のおくれ、自閉的傾向、習慣・行動の問題、生活習慣の問題、その他ということで、7項目に分けさせていただいております。1歳6ヵ月児健診、2歳児、あるいは3歳児の健診等々で見させていただきましても、まず全体的なおくれ、この3歳児でいきますと20.4%、言葉のおくれで36.7%、習慣・行動の問題で28.6%ということで、全体のこの三つでほぼ85%強というような状態であるのが実態でございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 傾向としては、年々ふえてきておるという傾向があるし、18年度はまた非常に多いという実感をするんですが、こういう数字があらわれた中で、市として今度どう対応していくかと。要するに、ゼロ歳から3歳までですから、保育園の保育の義務はないという期間ですわね。そういう点ですと、重い人は病院、またあとは家庭で訓練でやっていくということになるんじゃないかと思うんですが、瑞穂市がこういう症状の出た人に対して手助けをし、訓練をして、早く治療をするということが必要じゃないかと思うんですが、そういう点、瑞穂市として、どうこういう子たちに手を差し伸べるという点での考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思いますが。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 今の御質問でございますが、先ほどから御説明させていただきましたとおり、年々、要観察児のパーセント、人数、ふえております。これにつきましては、どう

受けとめておるかという御質問であろうと思っておりますが、これは市全体で養育・教育、保育所、あるいは学校へ行ってから中学校卒業までの部分が私どもの方の市の管轄になるうかと思っておりますが、その中での養育・教育の重要な課題であろうというふうに考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 早期に発見して、早期に訓練し、また治療が必要な人は治療すると、そういうことが必要だと思えるんですね。そういう点で、特に核家族化をしておるといような中で、なかなか子育ての経験も少ない夫婦の中で育てられるということで、訓練も不十分になってしまうということが発生すると思っておりますので、市として養育ということで必要だということを実感してみえるということだと、具体的に子育て支援ということで施策をすることができると思いますし、今回、別府の保育所に子育て拠点センターというのをつくりました。実際、子育て支援センターが、まだ開設はしていないんですけれども、今、建物を整備して準備をされているということがあるわけなんですけれども、この子育て支援センターの中でそういうようなお子さんたちを訓練する。そういうようなことも構想に置いて練られておるのかどうか、お尋ねしたいと思っております。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 今の子育て支援センターの部分につきましては、福祉部長の方から、今どういうふうに考えているかということはまだ御答弁させていただきます。

ただ、私どもの方のゼロ歳から3歳ぐらいまで、俗に乳幼児と言われる部分につきましては、今、早期発見というようなことを含めまして、1歳6ヵ月とか、2歳児とか、いろんな形で健診して、40.何がしというような大きな要観察のお子さんが発見させていただいているというようなことでございます。

その中におきましても、我々の方の乳幼児の部分に関して言えば、必要に応じてスタッフ間で相談したり、スタッフ間の中でまだできない部分につきましては、専門の県の方の機関とか、あるいは療育センターがございます。旧本巣郡内の2市1町の方で持っております療育センター、そちらの方の指導員さんたちの御意見等を聞きながら相談したり、あるいは施設の方といいますが、そういうところで少しでもということで御相談しながら動いているというような状況でございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 小寺議員の答弁の前に、朝、私がちょっと席を外しております、開催がおくれましたことをおわび申し上げます。

内容につきましては、身元不明者ということで連絡がございましたので、それにつきまして、

瑞穂市の穂積の女性の方ということで身元がわかりましたので、報告をさせていただきます。

それでは、別府保育所の方の子育て支援センターの運営ということでお話がありましたので、お答えさせていただきます。

子育て支援では、子育て相談員などを充実させて、いつでも相談に応じられる体制づくりや保護者に対する講演なども実施していきたいということで考えております。現在といたしまして、既に南保育所、教育センター等で実施しております地域の子育て支援センターということで、子育てへの相談等を実施しております。また、本巢の幼児療育センターとも連携をとりながら、今、実施しているところでございます。

また、子供の状態に気づかない保護者の方も多数ございます。また、その状態を気づかせるものとして、早期治療や訓練等への導きなどの役割も大きいと考えているところでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 非常に人数が多いということですから、この子育て支援センターの中でぜひひとつ充実させてやっていただきたいということを思うわけです。

それで、これは保健師さんは発見をして相談に乗ってみえるということですが、今度、子育て支援センターができれば保健師さんもここへ来て、そういうことの業務の一環として、保育士さんと一緒にやっていくというようなことまで構想されているのか。それは保健師さんは保健師さんで発見して個々にやられるということになるのか、子育て支援センターへ見えたときは、そういうことであわせて保育士さんと一緒になって、そういう方たちを訓練してみるというようなことも考えてみえるかどうか、その辺はどうかお尋ねしたいと思うんですが。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 今の御質問でございますが、これにつきましては私どもの方の保健の担当をしております方がいろいろ考えておまして、今、私ども市民部、そして福祉部、教育委員会、含めまして、この9月じゅうに会議を持って、こういう要観察のお子さんがふえてきているということに対しまして、少しでもどういふふうに対応していくかということ、体系的といえますかね、年数の問題を含めての体系的な部分で、どう対応していくかということもこれから考えていくことになろうかと思っております。したがって、今の小寺議員さんの御提案なんかも一つの方法論ではあるかもしれませんが、これは今、専門のメンバー、あるいは各それぞれ人数的な問題もございまして、予算的な問題もかかってくる可能性もございまして、それは一概にできるということではなしに、今、これから検討させていただくというようなことで、御理解いただきたいと思います。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） これから市民部、福祉部、教育委員会と一体となって、総合的な対策を立てる会議を開きたいということで、前向きな方向で検討されるということの答弁でございますので、ぜひひとつその会議でいい方向を見出していただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらにもう一つ、子育て支援センターをせつかく開設するわけですから、そこを充実させるために、専門知識を持った保育士さん、そういう人たちも入っていただいてやっていくということが必要だと思ひわけですね。そこら辺は福祉部としてどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思ひんですが。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 現在、支援を要する児童につきましては、皆さんと一緒に同じクラスで保育をしている状況でございます。担任のほかに、支援を要する児童・園児さんにつきましては、加配の保育士さんが一緒に保育をしている状況でございます。保育を行うに当たりましては、先ほど議員から御指摘がありましたように、知識と技術が要求されると思ひます。その内容も個々のケースでいろいろ異なつてきております。当市では、支援を要する園児を担当する保育士に積極的に各種研修に参加させ、また、もとす療育センターなどとも連携を図りまして、講師をお招きし、勉強や研究会、またケース会などを開催して、知識や技術を習得させているのが現状でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 保育園のことは、また後で質問しようと思ひたんですが、それじゃなくて、今、子育て支援センターをこれから開設していくために、建物等を含めて、体制も準備をしていかないかんわけですね。その支援をする方、要するに保育士さんが必要なわけですね。そういう中で、その保育士さんが要観察者なんかを訓練し、正常にしていくという、そういう専門的な知識を持った一定の人が必要じゃないかと思ひわけです。それは保健師さんとあわせて、そういうようなことでやっていく必要があると思ひます。福祉部として、そういう保育士さんをここへ配置をしていくという計画があるのかどうかということをお尋ねしておるんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 先ほども市民部長の方からお話がありましたように、講師を招いて勉強会、研究会ということで、その中でまた保育士さん等も連絡・調整を図りながら進めていきたいと考えているところでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） これからの大きな課題ですので、ぜひそういうことも視野に入れて、ぜひひとつ検討して充実させていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

3歳児までの方の実態がこうで、今度また保育園へ入所される方もお見えになるわけですね。保育園へ行かずに、いろんなまた治療もされていかれる方もあると思うし、そういう点では、今の保育園の園児の中でこういう要観察といいますか、そういう方たちの人数はどのような状況になっておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 現在、保育園における身体障害者、それから情緒障害者を含む支援を要する園児数につきましては、平成18年度が57名、平成19年度が65名、平成20年度が、現在ですが、107名というふうで、年々増加しているのが現状でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 保育園の園児さんの実態も、年々ふえてきておるという状況が今の報告でわかりました。

きのうの保育園の答弁の中でもありましたけれども、今の保育園の保育士さんの実態は、正職員は大体クラス担任で、あと日々雇用とか臨時の方たちは加配ということで、こういう要支援の幼児さんを保育するという体制になっておるということを答弁されておりましたので、先ほどと同じような方向だということ認識しておるわけですが、そういう日々雇用や臨時の方でこういう方たちを支援していくということでもいいのかどうか。もっと専門的な知識を持って系統的に保育をしていくということが必要じゃないかなということをおは思うんですけれども、その辺はどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 先ほどもお話しさせていただきましたとおり、現在の状況としましては、クラスにつきましても正規の職員で対応させていただき、要支援の方もそのクラスの中に入っていて、同じような形で日々雇用等で加配をさせていただいてやっているのが現状でございます。今後につきましては、また当然、人数等もふえてくるとおは思いますので、その辺も検討しながら、正規の部分も含めまして検討していきたいというふうで考えているところでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 保育をしながらそういう訓練をし、治して、要支援も要らんような状況にしていくというのが保育の建前ですわね。そういう点で、3年保育をやった場合に、1年



目はそういうことが必要だったけれども、2年、3年になったら自立して自分で、そういうことが必要なくなったと。そういうような園児というのはどのくらいお見えになるのか、そこら辺は、数字的、統計的に把握してみえるのかどうか、お尋ねしたいんですが。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） ちょっと数字的には、申しわけないですが、ちょっとつかんでおりません。全体としては、先ほどお話しさせていただいたように、107名ということで実施しているのが現状でございます。今後、もっとふえてくると思いますので、その辺の対応も十分にしていきたいということで、答弁とさせていただきたいと思います。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） そういうように正常に、児童を健全に保育の中で育成していくという点については経験と知識も必要ですので、そういう点では、担当してみえる保母さんに対しては研修も十分やって、いろいろ実践講義もしながら、ぜひひとついい方向に持っていけるように努力をしていただきたいということを要望していきたいと思います。

さらにもう一つは、もとす広域連合の療育センターに通所して、いろいろ訓練をされてみえるという児童の方たちもお見えになるわけですがけれども、広域連合はまた新しく療育センターも建設して拡充していくという計画も今立てておるようですがけれども、現在、瑞穂市からその療育センターへ通所してみえる児童の数がわかったら、報告願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

石川部長、ちょっと声が小さいですので、大きい声で答弁してください。

福祉部長（石川秀夫君） もとす広域連合幼児療育センターに通所されております未就学児童数でございますが、平成18年度は69名、それから平成19年度は83名、平成20年度は、現在のところでございますが、77名ということで通所されている人数でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 広域連合の療育センターは、そういう専門的な知識を持った職員さんがお見えになりますので、ぜひひとつこういうところへもそういう担当の保育士さんを派遣をして研修をすとかいうことで、そういうところの技術も習得しながら、ぜひひとつ体制を強化してほしいということをお願いしたいと思います。

保育園から幼稚園、さらにまた学校へと行くわけですがけれども、今、小・中学校で特別支援をしなければならない生徒の数、また学級数、それに対する教員の配置はどのようになっているか、教育長にお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 特別支援を要する子供たちの数ですが、現在、児童42名、生徒20名で、合計62名が特別支援学級で学んでおります。特別支援学級は、本市では知的障害児学級と情緒障害児学級を開設しておりますが、知的障害児学級は南小を除いて9小・中学校で10学級を開設しております。それから、情緒障害児学級につきましては、牛牧小、生津小、中小を除き、7小・中学校に7学級開設をしております。結果、その担当教員というのは特別支援学級の担任ということで、17名の教員が指導に当たっております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 特別学級ではなくて普通教室で授業を受けたいと、そういうことを希望される方は普通学級で受けられているのか。そういう方もお見えになるんですか、そこら辺はどうでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学校生活そのものに支援を要するという児童・生徒の数ですが、市の就学指導委員会において特別支援学級に在籍することが望ましいと判定された児童・生徒数は、昨年度は84名おりました。そのうち特別支援学級に入った者は65名、差し引き19名が通常学級での学習生活を希望されて、通常学級で学習をしております。

また、この特別支援学級に入級の対象とならない軽度の発達障害と呼ばれるLD（学習障害）とか、ADHD（注意欠陥多動性障害）とか、高機能自閉とか、いわゆる集中力に欠けるとか、大変衝動的に行動してしまうとか、そういう一部、そういった障害を抱えている児童・生徒がおります。これは文部科学省の調査では6.8%の出現率、15名に1人という在籍率と言われておりますが、この調査では各学級に二、三名ずつ、集中困難とか、非常に活動が衝動的になるとか、いろいろな困難を抱えた児童・生徒が在籍するということになります。そういった支援を要する子供たちが多数ふえてきているということで、市単でございますが、学校生活支援員という、日々雇用ですが、合計、小・中学校に9月1日現在で28名、担任とともに子供の個別の学習支援、生活支援をする者を配置しております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 学校では、そういう生徒の希望を入れながら普通学級で特別支援の委員さんを市で採用して授業を補強するという点で、非常に手厚い体制をとられているということについては、私は高く評価をするわけでございます。

小学校、中学校までこういう状況にいかないように、早く手を打って訓練して少なくしていくということが、今後、必要な課題だと思います。そういう点で、冒頭、福祉部長も、乳幼児、それから保育園、それから小学校・中学校の児童・生徒、そういうことにかかわる部署の担当

者を集めて、総合的に対策を検討する検討委員会を設けたいということを書いてみえました。私も担当の課長さんとも話したら、今、危機感を持って、ぜひそうやってほしいということで、今、上申をしておるんだということを書いてみえました。そういう点で、こういうようなことをぜひやってほしいと思いますが、その辺のことをやっていく上で、市長のリーダーシップと決意が必要だと思しますので、市長の、特に今の数字が出ていたような児童の状況の実態をどう考えられ、今後、最終をどうされていくのか、総合的な見解をお伺いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） さまざまな障害を持つ子供に対して、乳幼児から社会的自立までの特別支援体制の整備は必要であるということ、先ほど市民部長の方から述べさせていただきましたが、学校教育という範囲とか学齢期というだけではなくて、市全体を挙げて取り組むことが必要だと認識しております。

現在、市民部を中心に、福祉部、教育委員会で関係部局が連携して、仮称ですが、子供の育成を考える担当者会議というものを立ち上げようとしておるところです。たくさんの支援を要する子供たちが必要であるということで、今後、特別支援教育並びにそういった教育相談の窓口を強化して、保育所とか幼稚園を含めた学校間の連携、関係機関との連携、それから行政関係部局との連携を一層密なものにしたいと考えておるところです。具体的には、特別支援教育の連携推進協議会といったような、お医者さんとか、大学教授も参加してもらおうような連携の会議を立ち上げて、今後、瑞穂市の支援体制をどのようにつくっていくかということを検討してまいりたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 子供さんは瑞穂市の宝だと、これからの瑞穂市を担っていく人だということで、そういう子たちが健全な体と心を持って社会に出ていくということが必要でありますので、そういう点で早期に発見して、訓練、治療して、健やかな健全な体で社会へ飛び立てるように、ぜひひとつ市もこれから頑張ってくださいたいと思います。よろしくをお願いします。終わります。

議長（小川勝範君） 続きまして、9番 山田隆義君の発言を許します。

山田隆義君。

9番（山田隆義君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をやらさせていただきますが、私は保守系無所属市民派の代弁者としての質問をさせていただきますので、党派、所属には入っておりません。保守系無所属市民派代表でございます。しっかり受けとめていただきまして、執行部は誠心誠意、御答弁をお願いしたいと思います。

私は、この瑞穂市の市政を変えるということで、マニフェストを公約として、昨年、選挙戦をされました堀市長の誕生を得て、本格予算の執行が本年4月からなされております。マニフェストは、形だけのものでは、市民の信頼は失うどころかゼロであります。そういう厳しい見識のもとに、堀市長は執行をやっていただきたい。あからさまに先送りする、その場限りの市政をやっていただければ、いつまでたっても市民の市政への不信感を買うこととなります。あえて言うならば、税に対する不信につながってまいりますので、しっかりやっていただくのは当然であると思います。その推移を見ながら、今後の市政に対する一般質問を保留として、今回、2点について質問をさせていただきます。

その前に、堀市長は、前の松野市長時代にできなかった山積した事業の継続があるわけです。具体的に申し上げます、十九条の中間産廃処理場の協定書、10年たってもまだ3分の1、予算規模で言えば1割だというような質問がございました。この点について、厳しく自分の公約以上に実行していくことが市民の信託にこたえることだと私は思っております。

また、犀川開発におきまして、昭和56年に区画整理事業が設定されて、それと並行して河川改修が行われてきました。その当時、10年をめどに完了させるという公約でございましたが、30年有余たっておりますが、いまだに完成のめどは立っていない。そういうその場限りの、のらりくらの御身大切な執行権者では、いつまでたっても瑞穂市はよくなりません。狭い土地柄でございますが、地の利がある。誠心誠意、安全・安心のまちづくりをやると言われている以上、責任持った執行をやっていただきたい。非はあったとしても、体を挺して執行してみえれば、その姿は市民から信頼を得るものと私は思っております。

そういう意味におきまして、十九条の産廃問題、かつまた犀川流域にかかわる治水対策、それから福祉問題、歳出ばかり注文しておりまして、歳入の担保なければ、いつかは財政難になるということでもありますので、公約の中でも言うておられたと思いますが、企業誘致、商工、零細業者の一円というものがいまだに目に見えてきません。まだ2年半ありますので、公約工程なさって執行されると思いますが、その件について市長から、一般質問、通告の中身に入る前に御答弁を求めたいと思います。

それで、二つの質問事項がございます。1、犀川堤外地と牛牧地区への歩道橋新設について、1、新堀川改修については一般質問席で質問させていただきますが、質問の前に、首長としての決意を、答弁を求めてから始めさせていただきますので、議長のよき御指南をお願いします。議長（小川勝範君） 山田議員に少し言います。

今の件は通告してありませんので、市長は答弁できないと思いますので、質問に入ってください。

9番（山田隆義君） はい、わかりました。

議長がそうおっしゃられましたので、議長の意向に沿って、関連質問の中で質問させていた

だきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

犀川堤外地と牛牧地区への歩道橋新設ということでございますが、その中身について質問をさせていただきます。

当該地区の税収状況、それからその住んでおられる現在の人口、子供の人数、特に小・中学校の人数の状況、それから今後、あの地区は非常に住みよい環境地域でございますので、人口がふえると思ひますので、ふえた場合、その対策についてどうお考えになっておられるのかお聞きしたいと。

また、環境整備というところで、この開発当時、執行部側の説明、お約束は、非常に人口がふえてまいりますので公園の整備ですね、できれば保育所を新設するというようなこともございました。かつまた子供の通学、子供の保育所への入園の、いわゆる登校等が、非常に牛牧へ行くとなりますと距離が遠いということで、その便宜を高めるために歩道橋をつくって、きっちと短い距離で牛牧小学校、牛牧保育園、牛牧地区への交流を図れるようにするという約束をされております。だから、私はそのお考えが過去の堀政権の前からの継続されていることでありますので、その関連の中で、どなたでも結構ですが、答弁をしていただくことは御自由であります。首長との関係がでございますので、答弁を求めるわけです。以上です。とりあえず答弁してください。

議長（小川勝範君） ただいま4点の質問でございますので、担当部長から4点について、逐次答弁をさせます。

初めに、松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 山田議員さんからの犀川堤外地と牛牧地区への歩道橋設置についてという中でのまず1番目の堤外地からの税収状況についてということでございますが、この件につきましては、まずあらかじめ御承知おきをお願いしたいのは、20年度調定額でございます。それに19年度の徴収率を掛けた形での数値を申し上げますので、実質の数値とは若干変更があるかと思ひますので、御承知おきいただきたいと思ひます。まず個人住民税でございますが1,249万5,000円、法人住民税276万4,000円、固定資産税4,303万8,000円、合計で5,829万7,000円ほどを予定しております。

2点目の、この地域での住民の人口、あるいは子供の人数はということでございますが、子供さんにつきましては、他のところへ行かれまじたりする方が見えます。したがいまして、年齢区分別でお答えさせていただきますので、御承知おき願ひたいと思ひます。まず総人口としては、今現在、232名お見えになります。ゼロ歳から6歳までの方が35名、7歳から12歳、小学校の方ですね、9名。13歳から15歳の方、これは中学校の関係になるかと思ひますが、お2人。16歳以上で186名と。合計で232名ということでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 3点目の今後の人口増の見込み及び対策ということで、回答させていただきます。

市では、瑞穂市第1次総合計画を策定した折に、目標年次、平成27年度の人口を推計してあるわけですが、総数で約5万3,100人と推計しております。これはコーホートという共通した因子を用いて、将来の人口を計算する方法により算定しておりますが、平成12年及び平成17年の国勢調査結果などをベースにして推計した数字でございます。一方では、実数として、十九条から祖父江に至る牛牧地区の人口増加を平成15年7月末から20年の8月末で比較してみますと、人口が372人、そして世帯数で103世帯が増加していることが確認できます。

また、犀川堤外地内の人口推計でございますが、平成20年8月末現在で234人、106世帯でございますが、今後、増加が見込まれ、最大の数値ではこの6倍、人口では1,350人と推計しておりますが、これは加重面積をもとにして算出した数字でございます。したがって、何年度までにこの数値に達するかは、そこまでは予測できかねておるのが現状でございます。

それから対策としましては、いずれにしても瑞穂市、ここしばらくは人口増加を続けるという認識でございますが、人口増加に対応する施設整備、例えば保育所や義務教育施設等の増築などは待たなしで対応せざるを得ないのではないかと考えておりますし、新たなコミュニティが設置されるわけでございますので、そういったコミュニティ組織の構築についても課題であるという認識は持っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 山田議員さんの犀川堤外地の環境、その他環境整備ということの御質問にお答えさせていただきます。

犀川堤外地土地地区画整理事業地域内につきましては、地区計画によりまして、土地利用を住宅地、住宅商業併用地、商業地に区分をしております、機能的な都市活動の推進と良好な都市環境が守られるよう、建築物の用途、密度、形態等を制限するなどしております。また、商業地域のプラント6北側につきましては、平成19年度より犀川遊水池の高水敷を利用して、仮称名でございますが、犀川遊水池公園整備に着手しております。犀川の水辺を利用した環境学習や自然体験ができるフィールドをつくることによりまして、自然に親しめる公園整備を目指し、犀川大橋より上流側につきましては瑞穂市、下流側につきましては大垣市、さらに水辺の護岸部分につきましては木曾川上流河川事務所が、おのおのその目的に応じた整備を進めておるところでございます。春は桜、夏は花火、秋は月見というように、また、冬は野鳥が非常に多くありまして、自然豊かな眺望が望めるこの地域は、市内の中でも住環境と自然環境が整った水害のない、まれな場所であるというふうに思っておりますので、議員によるしくお願いしたいというふうに思っております。

続いて、犀川堤外地と牛牧地域の歩道橋新設についてでございますが、現在、この犀川堤外

地区から牛牧小学校へは、宝江地区を通り、宝江の子供たちと同じ通学路を通過しているわけでございまして、その通学距離につきましては約2.5キロメートルぐらいです。時間につきましては、約46分と推定しております。一方、牛牧小学校から最も遠い地域と思われます十九条地域につきましては約3キロ、時間にして約58分と推定しております。このように、犀川堤外地区から牛牧小学校への通学については、特別に遠距離となっているわけではございません。通学路との位置づけで、市により牛牧側へ歩道橋を新たにかけることにつきましては、費用対効果からしますと、その緊急性、あるいは優先性につきまして、今のところ見受けられないというふうに判断しております。

市では、今年度、犀川堤外地から12メートル道路につながる、紀文工場とほづみ園の間の歩道整備を含む道路整備に着手いたしておりますので、まずは歩行者が安全に通行できるよう、順次、道路整備を進めてまいりたいと思っておりますので、議員の格別の御協力をよろしくお願いし、答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私は、地域の事業ですね、そういう内容は聞いておりません。公園と保育所の問題。特に、メインとしては歩道橋の新設ということが冒頭の質問でございますので、歩道橋はこの区画整理事業、犀川堤開発と並行して、その当時、首長が牛牧地区への利便性を高めるために歩道橋をつくるという御答弁をいただいた上、地域の信頼を得て、大変遅くはなっているものの、現在に至っておるわけですよ。そういう今までの約束事が、果たすか果たせないのか。過去の約束はどうでもいいと、今、政権が変わったから私は知らんとおっしゃるかおっしゃらないのか、首長に聞いておるわけです。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 山田議員から今御質問がございましたが、歩道橋の件でございますけれども、私は過去に、犀川堤外区画整理の中で歩道橋を設置するという、前の長として約束をされておるといようなことは、今聞いたところでございます。そんなところで、歩道橋をというところでございますが、今、都市整備部長からお答えをさせていただいたとおりでございます。当初からこういったことを知っていて、私が歩道橋を設置するという約束を破棄したというのであれば責任をとりますが、前の長が約束をしておったということは全く聞いておりません。そんな状況の中で、今どうかというところでございます。そのことにおきましては、今、都市整備部長からお答えをさせていただいたとおりでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 引き継ぎがうまくなされていない。引き継ぎがうまくなされていないということは、自分の職務が終わったらもう関係ないと。後の人は、私が引き継いでいない知らんことだから、私のルールに沿って仕事をやると。そんな行政をやっていたら、行政というものは継続性があるわけでありまして、かつまた地域の人との、開発にしても、事業計画にしても、協力にしても、市民の協力なくして瑞穂市はよくならんと、醸成できんと言っておられる口と裏腹、違うじゃありませんか。市民の協力なしで瑞穂市はよくなりませんよ。なぜかといったら、市民の税金で運営しておるんでしょう。ひとりよがりの思いで、その場限りの執行をしておっては、いつまでたっても瑞穂市は、地の利がいいところでありすけれどもよくなりません。私は、堀市長に反旗を翻して質問しておるわけじゃありませんよ。堀市長の姿勢を市民本位にしっかりと腰を据えてやると言うておられるんですね、安心・安全なまちづくりをやる。市民の皆さんの声を聞いてやらなあかんと言うておられるわけですから、過去のいろんないきさつを経てこれを開発しておるわけですから、それをしっかり受けとめてやっていただくために、警鐘の上で申し上げておるわけです。もう一度しっかり答弁ください。時間がありません。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この歩道橋のことでございますけれども、私は犀川の区画整理をなされるときに、やはりこの地域をどういう地域に指定するかということも当初の計画にあったらうと思います。そんな中におきまして、ここは商業集積とか住宅地というふうに最終的にはなされたわけございまして、こういったことも当初、予想されたと思うわけですね。その時点でこの区画整理事業をなされるときに、これは国土交通省の直轄の河川でございます、忠太橋までは。でありますから、国土交通省の公管金でこの区画整理は進めておると思います。そういうふうでございまして、本来でございますと、普通の区画整理でありますと、保留地を設けてやるわけあります、そういった直轄の公管金でやるということから、保留地のない特別な事業でございます。ですから、初めにこういう計画がなされておれば、私はこれもできたんではないかと思うわけあります、今、こういう約束がしてあったからどうかということをお私に言われても、その当初にこういう計画を盛り込んでやっておれば、公管金もどうも25億円が18億円ぐらいで終わるようなふう聞いております。もう清算の段階に入っておるところでございまして、実はこの歩道橋のこと、昨年、私、知ったわけでございますけれども、国の方へも動いてみましたが、要するに、もう清算の段階に入っておるということで、今ごろ言ってもらってもというのが国の考えでございます。当初でありましたら、これもできたんではないかと思っておりますが、今ではとても無理です。そんなところから、非常に御執着をいただいております。

実は、水辺の学校の計画がまだまだこれから進むわけございまして、その中で、水辺の学



校を整備する中におきまして、いわゆる潜り橋といいますが、雨のときはだめでありますが、晴天時でございましたら通行のできる、こういう橋を計画させていただく、そういうことなら可能ではないか、このように思っておるところでございます。当初から、本来でありましたら、これも入れておればできたんじゃないかと思うわけでございます。私が今お答えできますのはそのことでございますので、よろしく御理解をいただきますようお願いをして、答弁とさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） もう 1 問ございますので、ただ、雲行きだけは申し上げておきます。歩道橋の新設は、当然、約束事でございますので、それを信じて、いわゆる住民の方は新しく家を建てたり、いい環境だからといって信じてお見えになるわけですよ。そういうことが伝えられておるわけです。そういう中で歩道橋ができないということになりますと、行政に対する不信が増幅され、その結果、言葉だけではなく、行動で住民運動が起こるかもわかりません。その由、頭に入れながら、執行部は責任持って仕事をやってください。地方公務員の精神に沿って、その場限りではなくて、先送りせずに、しっかり自分の身を挺して仕事をやっていただきたいと思えます。

次、新堀川改修についてお尋ね申し上げます。

新堀川改修は、当然、しっかりやらねばならんと思えます。私は、この新堀川の改修問題で 2 回目でございます。第 1 排水機が老朽化しておりまして、人間で言えば 90 歳以上、100 歳に近いんじゃないかと。そのぐらいの老朽化で、いつとまっても不思議ではない。応急措置はやってありますが、不思議ではない。事業認定をして、とにかく理解が得られなければ土地収用法で推移を見るという水野調整監の答弁でございましたが、そんなのりくらりというような執行権者では、到底住民の信頼は得られませんよ。昔のように強制執行、土地収用法でやったらやれるようなもんじゃない。やりなさいよ、やれるもんなら。僕は僕なりに勉強しておるわけです。そんなことをやっておったら、5 年、7 年かかりますよ。5 年、7 年の間にゲリラ豪雨が来まして大変な事態になるんですよ。

私が住んでいる祖父江地域は 2 メーター 50 ぐらい高いから安心していると思っているんだしたら、やってもらえなやってもらえんでほかっておきやいいんです。そんな気であるんやったら。私、こんな質問しないんですよ。しかし五ヶ村地区、井場・花塚地区はもっと低いんですよ。祖父江地域がつくころには、向こうは平家が沈んでしまうんですよ。それを僕はよく知っているんです。だから知らんうちに、この地形のところはいいところだからということで大きな工場も来ているし、家も建っておるんじゃないありませんか。そして固定資産税、住民税、消費税も間接税の中でいただいております。大きなそういう税をいただいております。大きなそういう税をいただいております。

だから、そのために安心・安全なまちづくりをやるために、特にインフラ整備の中で治水対策、ここは水害地帯でしょう。水に悩まされたまちだということを知っておる人ばかりが執行部をやってみえるじゃありませんか。知らない方は、新しい人はよそから見えるので知らないです。こういうところは水につきますよと言わずにこうやって家を建てさせた。家を建てさせた行政責任。建設省も事業認定をして、どうしてもやらなあかんと、新堀川改修工事をやらんならんと、そのぐらい必然性を持って、願いを持っておられるわけです。その願いの中核、瑞穂市行政じゃありませんか。国土交通省、県土木が一生懸命やっておられるのに、一番被害の面を受ける当局、他力本願でやっておっていいんですか。だから、僕は身に余るからのりくらはあきませんよと。しっかりこの食い違い、ボタンの違うところをしっかりと精査をして、どこがどういうふうに食い違って理解が得られないのか。無条件で反対しておるんじゃないよ。賛成のための賛成もやっておりませんが、反対のための反対もやっておりません。やはり事業を進めるため、仕事をしていくためには、市民との対応の中でしっかりやらなければ、必ずひずみがあるんですよ。別府のコミュニティプラントもそうでしょう。6年たってもまだ水栓化率30%ちょいじゃありませんか。十九条の五反田池、協定書が10年前にあるにもかかわらず、地元の議員さんが言われるには、到底まだほど遠いと。こんなことばかりやっておったら、過去のことは知らんで、おれは政権が変わったで知らん。そんなことをやっておったら、いつまでたっても市民の信頼は得られない。選挙でその場限りの調子いい選挙をやって、勝てばいいんじゃないです。市民を泣かせないように、市民のための市政をやっていただきたいということで、私は過去の経緯を踏まえてしっかりやっていただきたいために、市長からの答弁を求めるわけです。まず市長から答弁してください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 新堀川の排水機場の関係します導水路、またその排水機場の前の池の用地の関係におきまして、まだ未同意というところで、この事業がおくれていることは御案内のとおりでございます、そのことにおきまして、今、いろいろ御質問いただいておりますのでございます。

私は、はっきり申し上げまして、初めから本当にやっておれば、こういうふうにならんように持っていくところではございましたけど、私も何ともならないような状況になったところで選手交代したわけでございます。けれども、私、これまでに就任させていただきまして、3回、地元におりさせていただきました。1件は未同意の地権者の皆さん方との話し合い、一度は国・県が進めておりますこちらの事業の推進状況の説明、そしてもう1回は、地権者の未同意の方との話し合いでございます。私としまして、今できますことは、ただただ未同意の皆さん方に御理解をいただきたために、お願いするより何も打つすがございません。だから、何とかひとつ御理解がいただけんかということで、やはりこれはその地域だけの問題でございま

せん。市の全体、治水全体にかかわるところでございます。ここだけで終わる問題と違います。まだまだ市としましては、この治水対策事業はたくさんございます。そんなところから、何とか御理解をいただきたいということで、3回ほどお邪魔したところでございます。できればその中身の内容を聞きますと、こういったのは市の執行部だけでは何とも対応できんところでございます。やはり議会も、新しく議員さんもかわっておられるわけございまして、できればこういった問題につきましては、やはり瑞穂市はまだまだ治水の関係は本当に取り組まなくてはいけない、たくさんございます。できれば本当に議会の中に治水対策の特別委員会等々も設けていただいて、そして地元の意見も聞いていただき、何がネックかどうか、その経緯経過も聞いていただいて、執行部と議会と一緒にになって取り組まなかったら、私は解決しない。このように感じたところでございます。その点も議会の皆さんにもお願いを申し上げて、私の現在できますことは、ただただお願いするしかもう策がないところでございます。どうかひとつ御理解をいただきますようお願いを申し上げて、答弁といたします。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） あと6分ほどで終わる予定です、あとがありますので。きちっと答弁してくださいよ。

水野調整監は、この新堀川の総合排水場関連の問題が解決できないと、関連するほかの治水対策も影響があると、そういうことを答弁されましたでしょう。五六西部の問題、五六西部の排水機は100歳以上ですよ、人間からいったら。あれもいつとまるやわからんよ。とまったら、上の方の牛牧地区、水はだばだばやわ。あなたは担当調整監として、しっかり首にかけてやってもらわんとあきませんよ。私は瑞穂市全体の責任があるから申し上げておるんです。だから、とにかく一番被害を受けるのは瑞穂市ですから、この行政局、議会、議員、市民の代表の議員なんですよ。だから、首にかけてしっかり解決すべきあらゆる努力を優先的にやってもらわないかん。そういうことでしっかり、調整監、僕の認識はそうっておるんですが、調整監はどう思っておられますか。のらりくらり先送りして、その場限りで答弁して、任期が来たら済めばいいと思っておられるか、体をかけてやるかやらんか、ちょっと聞いておきます。

議長（小川勝範君） 山田隆義君に申し上げます。

事前に通告してあるものについて関連して答弁をするのですか。

9番（山田隆義君） それは関連です。

議長（小川勝範君） では、関連で水野調整監から答弁させます。

水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答え申し上げます。

私の名前が大分出ましたけれども、私は執行部の中の組織の一員でございます。ですから、

私が全責任を持って回答できることではございませんので、市長初め関係機関と十分相談をする、そういう立場にあるというふうに理解しておりますので、そのような格好でのお答えにさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 市長にお伺いします。

この予期される災害、これは予期される災害ですね、問題が物すごく起きておるわけですから。この災害が起きるから、みんな本当に困っておる困っておるで、本当にピッチを上げておるわけですからね。これを解決せずして災害が起きた場合は、僕は人災やと思っておるんです。それを申し上げたら、この前の答弁では、そう思われても仕方がないという市長からの答弁だった。そのくらい認識を持ってやっていただかないかん。人災ですよ、これは。だから、私はそういう観点から、あなたが理解する線は自由やと。今までそういう観点で思っておる人は多く見えますから。そんな恥ずかしいことをやってまで執行できないんですか。解決できないんですか。しっかりと誠心誠意、解決していただければ、必ず解決ができる。努力が足らん。人任せでやっておっていただいても困るんです。税金だけいただいて人任せやと、そんなことをやっておってもらったらだめですよ。体を張って公務員はやらないかん。そういう気持ちであります。最後、そういうことを含めて市長の決意の答弁を求めて、私は内容によって終わりたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほども御答弁申し上げたとおりでございます。この問題、決して事業認定で土地収用とかそんなことは、私は毛頭考えておりません。何とか話し合いで御理解をいただいて進めたいと思っておるところでございますが、それにはやはり地権者の過去のこれまでの経緯もあるわけでございます。ですから、でき得れば、やはり議会でもそこら辺を御調査いただきまして、そして議会と一体になって取り組まなくてはいけない、そのように感じました。ですから、そのことを議会にお願いをして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 議会も責任がありますので、市民から選挙で選ばれている以上、市長以下、執行部だけの責任じゃございません。そのために新生クラブの代表の藤橋代表が、この新堀川の関連する改修問題については身を挺して、命がけで、あらゆる努力を払って協力すると。10名協力するという、質問の中で出ております。当然、それだけの御賛同を得ておるわけですから、反対するような人はないと思いますので、しっかりと市長、どんどん提案して、両輪の

ごとくこの解決に向けて御発進をお願いしたいと思います。以上でございます。質問を終わります。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

なお、再開は、本日、市民窓口課長の故関谷三十司氏の葬儀に当たりまして、再開は午後3時の予定をしております。なお、傍聴者の皆さん方には大変御迷惑をかけますが、3時まで葬儀ため暫時休憩をしたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

なお、1時30分にバスが玄関前へ来ますので、そのように準備をしていただきたいと思います。先ほど言いましたように、再開は3時の予定でございます。

休憩 午後0時26分

再開 午後3時22分

議長（小川勝範君） では、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

議長の許可のもとに、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

始めます前に、ただいま生涯学習課長、現職でいらした関谷三十司氏の葬儀に参列させていただきましたが、職半ばにして、50代半ばの前に、大変御無念であったろうと思われま。今、私たちはこの議場で一堂に会しまして、希望ある瑞穂市のことを議論できる仕事にかかわれま。すことを謙虚に、そして熱意を持って、この仕事に当たりたいと改めて思いました。そのような気持ちで一般質問をさせていただきます。

瑞穂市の第1次総合計画がまとめられましたのは平成18年、当時の松野幸信瑞穂市長がまとめられました。このとき表紙には、テーマである「市民参加・協働のまちづくり」が鮮やかに印刷されました。1年後、平成19年、現堀孝正市長にかわられましたが、そのマニフェストの基本姿勢には、市民の声を十分反映させ、職員の声も取り上げ、透明性・公平性のある行政を推進しますとうたわれていました。そしてことし、平成20年のこの9月議会にマスタープランがまとめられ、このテーマである「市民参加・協働のまちづくり」、市民と行政が一体となつたまちづくりを目指しますと、いよいよこれを実現する時期になったことがここに高らかにうたわれました。元穂積町長であられた松野幸信氏のまとめられたこのテーマを、元巢南町長を経験なされた堀孝正現市長が引き継いで、いよいよ実現・具体化していくというこのプロセスに大変意義深いものを感じるの私だけでしょうか。

このテーマを実現していくことこそが、とりもなおさず穂積町と巢南町とは合併して、新しい瑞穂市をつくっていくことであると今思いますが、まず堀市長に、このテーマの実現にかけ決意のほどをお伺いしたいと思います。

以下、質問席で質問させていただきます。

議長（小川勝範君） 熊谷議員、どういふことで堀市長に質問ですか。全体の質問でございますか。何か通告していないような質問をされておるんですが。

3番（熊谷祐子君） 通告の一番上に、全体のことを堀市長に。

議長（小川勝範君） 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 初めに、私の方へ市民協働のまちづくりについてということで御質問でございます。実は、私が出させていただきます、昨年、24項目にわたりまして、マニフェストの中に書かれたそれを、マスタープランの中にもすべてが入っておるわけでございます。それを着実に実行していきたいということで、今、いろんな事業を推進するに当たりまして、まさに市民参加のまちづくりということで、市民からの声を聞くためのいろんな審議会に対しまして、市民参加を呼びかけ、公募をしながら、今取り組んでおるところでございます。この気持ち、初心忘れずに、しっかり頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 通告にあります第1番目の、現在の御認識についてというのでお伺いいたしました。

以下、具体的なことに入りたいと思います。まず、各種審議会等について、幾つかお伺いしたいと思います。

今議会の議案57号に瑞穂市附属機関設置条例というのが出まして、これまで審議会等が22あり、この条例で15、合計で37の審議会等があるとわかりました。この中に市民公募の政策が打ち出されております。審議会等の中に公募委員は大体何人ぐらい募集するお考えでしょうか。また、女性審議委員の人数についても目安をお持ちでしたらお聞かせください。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 御質問の公募委員の人数でございますが、これは瑞穂市審議会の設置及び運営に関する要綱というのを規定しておりまして、この要綱は平成20年1月22日に公布されておるわけでございますが、この要綱の中で、おおむね公募委員については2割以上を目標にということで掲げております。ちなみにこの公募の方法及び選任の方法については、同じく瑞穂市審議会等委員の公募基準に関する要綱で定めておりまして、これも平成20年1月22日に公布しておりまして、20年2月1日から施行になっておるわけでございますが、この中で公募の方法、選考の方法等を定めております。

それで、女性委員についてでございますが、これは先ほど申しました審議会等の設置及び運営に関する要綱の中で、これは3条の3号でございますが、女性委員の積極的な登用を推進し、

総委員数のおおむね3割以上となるよう努めるものとして定めております。これは一つの目標でございますが、先ほど申しました2割、3割を一つの目標に定めてやっていきたいということでございますが、なかなか公募しても、必ずしも女性の方が出られない場合がございますので、そうした場合は選考委員の中で女性を登用するよう、そういった形で努力をしておりますのでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 次に、決定方法、選考方法についてお尋ねいたします。

公募委員からだれを選ぶかという場合に、応募が多い場合は抽せんを選ぶと伺っておりますが、抽せんにした場合、例えば女性、男性とか、年齢とか、考え方とかも含めて、偏りが出てくる場合があるのではないかと。特に、女性審議会委員を目標3割としたいというのがございますと、例えば3人選ぶという場合に6人応募があって、抽せんしたら全員男性だったという場合もあるのではないかと思うのですが、その点、この抽せんという方法はもう決まっているのか。どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） この関係も先ほど申しました要綱の中に規定がございまして、公募して応募された方の中で、一応公募する際には、文章等、簡単なお考えを書いていただくようなスタイルをとっておるわけでございますが、これは公募された委員の方が、こんな言い方はちょっと失礼な言い方になりますが、判断能力をお持ちの方かどうかということを見るわけでございますが、そうした能力をお持ちであるとなりますと、次の段階になります。一応そうした能力をお持ちかどうかというのを決めるのが、選考審査会という組織をつくっております、これは先ほど申しました審議会と委員の公募基準に関する要綱の第5条に決めてあるわけでございますが、構成メンバーとしましては、私と総務部長と所管部局の部長、課長及び必要に応じた所管部局の部長が指名する者ということになっておりまして、今までの経緯ですと、副市長にも立ち会いをしていただいて選考をしております。

そして、この選考した結果、先ほど申しましたように、応募してみえた数が予定数より多かった場合は、抽せんということになるわけでございます。この抽せんについては、これは是非はいろいろありますが、一応私どもも他市ともこうした要綱等、照らし合わせながら策定しましたわけですが、やはり他市でも抽せんを採用してみえる例があります。そして、先ほどおっしゃられましたような男女の比率の関係もございますが、ある程度やはり男女の比率については考慮はするものの、この段階で抽せんとなると、機会均等の原則で等しくやられるわけでございますが、女性だけ先に優先ということとはしません。単純に抽せんということで、くじの仕方についても一応内規的に定めておりますので、その内規によってくじを執行するというこ

とで定めさせていただいております。

先ほど申されたように、女性を優先すればということになると、それは男女の格差を逆につくることとなりますので、ですからその段階になれば抽せんという作業で選考させていただくということでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） 年齢の偏りとか、考え方の偏りとかも、抽せんだと一見平等、均等になるようで、選ぶときはそうかもしれませんけど、選ばれた段階では偏るということもあり得るので、その点をどのようにお考えかと思うのですが、他市町の例を見ますと、今、抽せんのところがあるというふうに言われましたけど、やっぱり他市町の例というのは、今、ネットにいっぱい出てくるわけですので、それを見たときに、やっぱり見る人によって、あっ、こういう例もあると、取り上げるのが随分違うんだなというふうに思うわけですが、例えば南薩摩市では、基本的に作文と面接、抽せんというのは出てこないわけですね。作文と面接で総合的に判断。それから十日町市、これはほぼ瑞穂市と同じ人口ですが、三つ上げてありまして、第1は小論文、作文 つまり審議会のテーマを書かせるということだと思っております による選考。2番目に面接による選考。3番目に市長が適当と認める方法となっています。穴水町というところは、基本的に小論文。ただし、これで候補者を決定することが困難な場合は、面接または抽せんを行うと。それから、岐阜市が今、環境審議会委員というのを募集していますが、これがかなり、これって高度じゃないと思ってびっくりするんですが、書類選考1次選考と面接を行う。書類選考で出してもらった作文、小論文がこういうものです。岐阜市の環境の現状とこれからの取り組みについて、下記のキーワードを参考にしながら、あなたの考えを述べてください。キーワードが五つありまして、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会、環境教育または学習、五つ目が市民・事業者・環境保全団体・市の協働と。こういう五つのキーワードを参考にしながら小論文を書いて、これが第1次選考で、次に2次選考で面接もやると。ということで私が思いますのは、最初から抽せんだけと決めないで、三つか四つ、作文、面接、抽せん、それから市長が必要と認める者と。そういうふうは何段階もしておくと、その審議会のテーマによって、それから審議会も時代というか、日本全体の時代、瑞穂市の時代ですね、いろいろ重要な観点が違ってくるということが考えられますので、非常に柔軟に対処できるのではないかと。瑞穂市はまだ審議会の市民公募というのが始まったばかりですので、最初の段階は市長が適当と認める者とか抽せんでもいいと思いますが、私は審議会を二つほどちょっと傍聴させていただきましたが、市民のレベルというのはかなり高いなと本当に思いましたので、これになれてきますと、そのテーマについてお考えを広く、深く、専門的にお持ちの方も出てくるだろうと思われますので、市民の人材を育てるということから、この枠も設けておいた



方がいいのではないかという提案でございますが、いかがでございますか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 私どもも、先ほど申されました岐阜市審議会等の委員の公募に関する要領等、インターネットで検索しまして見させていただきましたところ、選考方法の中に公募委員の選考は次のいずれかの方法により行うものとするということで、選考委員会による選考、抽せんということが書いてございました。それからあと、これは豊田市の例です。豊田市の方の場合でも、やはり選考方法の中に小論文による選考、面接による選考、書類による選考、抽せんといった形でございまして、抽せんもあながち悪い方法ではないのかなということで採択をさせていただいておるわけでございますが、今、議員さん御提案のように、今後、こうしたことが頻繁に行われるとなれば、今、うちの要綱では内部での選考委員会というのをつくっていますけれども、外部の方にも入っていただいて、そうした中で書類審査とか面接とかで行うこともやぶさかではないんですが、今の時点では、先ほど申しましたように、ことしの1月に制定しまして、2月1日から施行してある要綱でございますので、いましばらくはこの形でいきまして、先ほど申しましたように、頻繁にそういった問題が起きるようであれば、今後、改正するのもやぶさかではございません。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） まだ本当にこれから市民参加、審議会の市民公募というのもこれから育っていくものと思いますので、ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思います。

また、一言申し添えますが、女性を優先した方が平等か、それとも結果的に女性が3割とか半分とかになるように操作するか、これはどちらがいいんだろうという議論は、ずうっとどこもしてきているわけですが、今のところはとりあえず男性優位社会、決定権を持つ場に圧倒的に男性が多い中では、ひとまずは女性を優先して女性の数をふやすと。ある程度ふやした中で対等にやってもらうという辺に、この議論というのは落ちついているんじゃないかなと思いますので、その点も柔軟に対処していただくように、ぜひお願いします。

次に、審議会メンバーの中の学識経験者、配られた資料の中では識見者となっていますが、この件について一つ申し上げますが、総括質疑でも申し上げましたが、特別職報酬審議会だけが瑞穂市内、これは識見者も含めてですね、市内の者というふうになっています。この点について、既に総括質疑でしているわけですが、議員は瑞穂市の人を選ぶのだから、審議会委員も瑞穂市の中の人だけでいいというお答えを伺っておりますが、反論させていただきますが、今回の報酬審議会の方々の中から、前回、合併のときだと思うんですが、何でこのように低い議員報酬を設定したのかと、恨む言葉さえ聞かれましたが、そのように決まった過程の中には幾つかの要因があると思いますが、一つには、やっぱり識見者がいなかったからではないだろう

かと私は考えます。と申しますのは、今回の審議会の中でもある委員がこのような発言をなさっています。私と比べますがというふうにはっきり言われましたが、私なんかは毎日のようにあちこちの会議に行っていると。でも、議員の人の顔は見たことのない人もいます。何で議員があんなにお金をもらえるんやねと。こういう発言がありましたが、これはあちこち行っているというのは幼児関係が多いんだらうと思いますが、議員の仕事というのは行事の来賓ですかね、あれが仕事だらうと、その方は思っていらっしゃるんじゃないかと思うんですが、きょうここに来ていますように、議員の第一の仕事は、議会で市政に関しての議論をし、決定権を持つというのが第一なわけですね。しかし、こういうことはなかなか勉強しないと、説明しないと、見えないと思うんです。識見者、学識経験者というものの定義は、専門的知識を持ち、審議会に適切な意見とアドバイスを与えることができる人と。こういうのが定義だそうですので、かなりもうレベルの高い市民が多いですから、それで今回の報酬審議会もあのように勇気のある、そして議員にしっかり仕事をしてもらいたいからということで、あのような結論を出されましたことには敬意を表したいと思いますが、非常に危うい場合もあるということで、いつになるかわかりませんが、次回の特別職報酬審議会の前に、瑞穂市に住むというのは除いて識見者が入れるように、地方自治分権議会のことについて専門的な知識で発言できる方も含めておいていただきたいと。審議会の中でこの制約があるのはこれだけだというふうに総括質疑のときに言われましたね。とすれば、特別職報酬審議会だけこの枠をかぶせると。わざわざかぶせることはないだらうと思うわけですが、その辺いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 57号のときにお話をさせていただきまして、ちょっと今手元に57号の議案書を持っておりませんが、既に条例がありますので、その条例の条文を忠実に解釈、読み解いてみますと、市内に何か関連を持った団体の人とか、それから市内の住人という表現になっておりますので、限定的に解釈をすれば、市在住というふうに解釈をしたわけでございます。

それで、基本的に識見者のとらえ方でございますが、私ども報酬審議会でも出席をしていただいた方、公募の方も含めまして、十分識見を有する方であったというふうに解釈しております。と申しますのは、いわゆる報酬といえますと対価ですね。ある労働か何かの対価をもらえるについて、幾らがいいかという場合、世間一般的などよく言われますが、その世間一般的な尺度をお持ちであれば、それはもう識見と言っていいのではと。何も法律的な自治法上の解釈がどうのこうのとか、そういったレベルの論議ではなかったように記憶しておりますし、議員も傍聴していただいて、そういうふうに思われたと思いますが、そういう意味合いからいえば、経営者協会の会長さんとか、あるいは自治会連合会の会長さんとか、それから女性の会の会長さんとか、そういった方々、なおかつ公募で出られた方についても、社会人として立派にお仕

事をなされて、退職をされた方もお見えでございまして、またある人は、現に県の審議会のいるんな委員もやって、男女共同参画の委員もやってみえるような方でございますので、十分識見に値するというふうに私どもは解釈しておるところでございまして、審議会の識見という表現の中には、審議会、先ほどもおっしゃって見えましたが、37、瑞穂市には存在することになるわけでございますが、そういったさまざまな審議会の中で、やはり専門性の、例えば下水道なんかですと科学的な知識が必要な方とか、いわゆる図面をひもとかれる知識が必要な方とか、そういった場合、専門性ということになりますけれども、報酬審議会についての費用対効果を考えたり、あるいは報酬対価が妥当かどうかというレベルであれば、先般のメンバーの方で十分というふうに解釈しておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 結果的にはあのような結論になったわけで、それは私も大変敬意を表します。けれども識見者というのは、調べていただきますと、やはり専門的知識を持っている人が入ると。専門的知識を持っているということは、つまり職業的に、もちろん退職していてもいいわけですが、そういう意味だろうと思います。ですから、これも先ほどのことと同じように、今後、柔軟に対処していただきたいとお願い申し上げて、次に移らせていただきます。

審議会がこれから幾つも立ち上がると思いますが、その冒頭で、審議会を立ち上げる趣旨とか、それから現在、瑞穂市がその審議会のテーマでどういう課題を持っているかと、こういうようなことは率先して執行部の方に御説明いただきたいと思います。この間の審議会でも、ちょっとそういうことを聞く人がいましたが、「いいえ何も、5年たったから検討していただくだけです」というようなことでしたが、別に執行部が課題とか趣旨を説明したからといって、じゃあそうしましょうという人ばかりではないわけで、反対の人は反対の意見をしっかり言っていて、賛成の人と、または両方で迷う人で十分議論をしていただくのが審議会だと思いますので、この趣旨と課題の説明を審議会の冒頭にぜひしていただきたいと思います。

それから、審議会の公募委員を募集するときのPRの仕方ですが、ここに8月号の広報がございまして、8月号では二つの市民公募が募集されました。道路整備計画審議会、障害者計画等策定委員会と。これが出ましたので、二つ募集しているよ、ぜひ応募してとって話したら、私、10人ぐらい話したと思うんですが、だれ一人知りませんでした。つまり募集という項目にありまして、その前がふれあいフェスタ2008出店者募集、その二つの公募の後は演劇祭参加団体募集中とあって、つまりべたなんですね、これが。審議会とかそういうのが、なぜ二、三時間で7,000円の報酬をもらえるかと。あれを聞くと、えっ、そんなにもらえるのって、高過ぎないとかって言う方が見えまして、今後、下げるかどうかの議論があるかないかは別として、決定権を持つからよと。それで全部決まるわけではないけれど、決定権に關与するので高

いのよというふうに説明を私がしますと、ああ、なるほどねということですので、これから審議会の公募をするでしょうけれど、広報の中でも例えば別枠にさせていただくとか、もうちょっと目立つように、市民が意欲を持つようにぜひしていただきたいと、これも提案でございます。

もう一つ、答申書や会議録、これはぜひホームページに全文筆記で掲載していただきたいと思います。

三つ申し上げました。審議会の冒頭で趣旨や課題を説明していただくこと、PRの仕方として、目立つように広報等に書いてほしいこと、それから答申書や会議録は全文筆記でホームページ等に掲載していただくことと、この3点を確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今、3点の御提案をいただきましたが、そもそも審議会を設ける趣旨というのは、先ほど冒頭に市長にお尋ねになられましたように、いわゆる市民協働の場を設けるという趣旨でございますので、公開していくということは当然のことございまして、前提だろうということをお答えを申し上げたいと思います。となりますと、趣旨の説明、資料の出し方についても、これは画一的な考え方は持っておりませんが、基本はやはり皆さんに参加していただく場をつくるんですから、参加していただく方にわかりやすく説明するというのは当然だと思います。そして、求められる資料が必要であれば、それに応じて事務の方が求められた資料を作成すると。中には、個人情報とかそういった問題もありますが、そうでない限り、積極的に公開していくというのが当然だというふうに思います。

あと、PRの仕方については、今、広報というのが一つの市役所の市民の方へのお知らせする媒体になっておりますので、その媒体を有効に使うという意味において、わかりやすくということであれば、紙面もそのようにとりましてやっていくのが本来の姿だと思います。あと、ホームページも、結構インターネットを使われる方が多いございますので、いわゆるホームページに載せる、それから口コミでホームページに載っていますよというようなことも広くいろんな機会を通じましてPRをしていきたいというふうに思います。

それからあと、答申書と会議録の全文の公開ですが、先般の報酬審議会の答申書は今掲載をしておると思います。この議会の関係もありまして、議会にもお出ししておりますので、それ以後について、答申書は全文載せておると思いますが、ただし、会議録については、全文はボリュームが結構ありますので、載せられません。これから審議会、先ほど申しました37がいろいろ立ち上がってくると思います。そうなってくると、やはり会議録を全文載せようと思いと相当の事務量がありますので、会議録は作成はしております、全文筆記で。情報公開にも資せるように、報酬審議会の場合ですと、あらかじめ皆さんの御意見を伺って、全文公開してよろしいですかということをお尋ねしまして、お名前も公開するということで了解をとっておりますので、情報公開があれば全文の会議録を閲覧していただくことも可能でございますが、

そういった手続で、なるべくガラス張りの行政を示していきたいと思っておりますが、ただ、ホームページへ全部載せるとなると、ちょっとボリュームがありますので、一考に値するなというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） ボリュームは予算、契約していますよね、委託で。それがお金次第でボリュームが上がるのかどうかちょっとわかりませんが、他市町を見ますと、活発なまちは全部そういうのが載っていると思います。答申書や会議録はたまった時点で、最初からと言ってもいいんですけど、答申書や各種審議会とか会議録というところを設けて、そこに載せていただきたいと思うんです。下水道も載ったよというふうに聞いて一生懸命探しましたら、わからなかったんですけど、下水道のところにあるんですね。そうすると、クリックして、クリックして、クリックしてというふうにしないとわからないというふうですので、ぜひこれも別枠でちゃんとページがあれば、市民はぱっと見て、その項目でそこが読めると。関心を持っていただけるでしょうから、ぜひ近々というか、行く行くはそういうふうにお取り計らいいただきたいと思っております。

今後の審議会の予定ですが、今まで聞いておりますのが廃棄物減量推進の審議会、農産物販売の審議会、男女共同参画もたしかお聞きしていると思っておりますが、とりあえず今決まっているので、ほかにありますでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 各部、各課で所管しておりますので、今おっしゃられたことについては確認をしておりますけれども、今後、どのようなのが立ち上がっていくかというのは、ちょっとそこまでは掌握しておりませんが、条例で今回57号で上程させていただいておりますので、それが可決になれば、今後、動いていくものもあると思っておりますけれども、いつごろというようなことについては掌握はしておりません。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 急に当てられましたので、どう答弁したらいいかよくわかりませんが、日程等については何回もお話ししております。そこで、市民公募につきましては補正予算も絡んでおりますので、10月号に載せたいと。それから、上下水道事業運営審議会のおきもそうでしたが、要は応募の理由、どういうことであなたは応募されますかというようなところをメインに、小論文で出していきたいというふうに10月号には掲載する予定でございます。それを読ませていただいて、この人なら十分に意見が言える人やなというようなことを判断して、可否の通知を出したいというふうなことを思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） では、2番目の市民協働のテーマに移りたいと思います。

市民参加していただいても、一緒に協働、働いてくれるという市民参加がないことには、市民協働は立ち行かないと思います。協働してくれる市民のことを、今では市民公益団体というふうに呼ぶらしいんですが、現在、中央では、自民党が政権をとるか、民主党が政権をとるかという真ただ中にある歴史的な転換点にいるらしいんですが、大きなものに常に地方とか人々の暮らしは翻弄され続けてきましたが、やはり地方自治、住民自治をするためには、住民自身が育って、自分のまちは自分たちでつくるというふうになっていかないと、足腰の強いまちにはならないだろうと思います。

そこで提案、提言をさせていただきますが、公民館事業として、これは社会教育法20条、22条で、公民館というのは、市民センターですね、講座を設けることというのがありまして、この中に、社会福祉の増進に寄与する講座をするというのもございます。各務原市とか、研修に行きました三島市とか、狛江市とか、上げれば切りがないんですが、活発なまちづくりをしているところは、どこも活発な市民公益団体が動いています。これを今から育てなければならぬという課題を行政は持つわけですから、ぜひ公民館事業として、例えばですけど、連続市民講座というふうに打って、水環境でも、防災でも、二、三回か何かの講座を打っていただいて、これを卒業した人が、お気持ちのある方はサポーター団体をつくっていただくという御提案を申し上げたいと思いますが、ぜひ来年度予算にと思うんですが、いかがでございましょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員御指摘のとおり、社会教育法の第20条で、社会福祉の増進に寄与することを目的とするという文言はございます。その20条をよく読みますと、市町村その他一定の区域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すると。公民館事業としてのメインは、まず教育、学術、文化にかかわる内容を、今、一生懸命瑞穂市としてはやっております。それを文化協会と体育協会がたくさんの講座を開いて、議員が主張されておりますとおり、市民参加型の指導者がどんどん育っている、そういう瑞穂市だと思っております。

今の社会福祉にかかわるような市民公益にかかわるような働く人たち、そういった方にかかわる団体を育てるということではなくて、そういった他市町で非常に積極的に、主体的にボランティアで活動されている方を先達として学ぶ場を設けて、ひいては住民の生活、文化、社会福祉の増進に寄与するきっかけとなるような講座を位置づけることは可能でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） おっしゃるとおりでございます。結果的にそういう団体が育ってくれることを願いつつ、ぜひそういう講座を設けていただきたいと思います。

最後に、これも市民参加・市民協働の一つであろうかと思いますが、農産物の直販所について質問させていただきます。

食の安全、また日本の食料自給率、ほかに自然保護や農業保護、著しい都市化などの観点からも、豊かな自然の残る旧巢南町を瑞穂市の中にその価値を生かすためにも、瑞穂農産物直売所は大変有意義なことと思いますが、この定着を目指すとなると課題もあるかと思いますが、そこで何点か質問させていただきます。

議会では、3月議会でしたか、当初予算で700万円で農産物直売所の実験的な予算化をされて、いよいよ動き出しておりますが、この700万円の使い道ですね。これは一括でちょっと質問させていただきますが、それから水道ではなくて井戸水を掘ったということですが、仮の試験的な場だったからなのかどうか、ちょっとお聞かせください。あと、イベントだったと思いますが、生ものを扱ったことについて、大丈夫なんだろうかと市民の声もございますので、お聞かせください。それから、現在、瑞穂農産物直売所ということになっていますが、地元の何軒ぐらいが農産物を出荷しているのか。例えば、今ですと端境期なので、主婦が一番欲しい菜っぱ類とかは地元にはないんじゃないかなと思うんですが、一番欲しいものが一番ない時期なんです。こういうない場合はどうしているのか。それから、旧真正町に大きなJAが、安く、終日毎日やっているのがありまして、私なんかは遠くてもあそこまで買いに行きたくなることあるんですが、あれだけ近くにあって、今後、やっていけるのかなというのも持ちますが、こういうような点についてお聞かせください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの農産物直売所の件について、御答弁をさせていただきます。

まず、3月議会の当初予算に700万円計上させていただいておりますが、その700万円の概算の支出の内訳ですが、実はこれは農産物直売所実験研究委員会と委託契約をしまして、その中では、まずイベント用のテントが2棟ございますので177万円ほどかかっております。それから、レジの関係をやりますので、POSレジスターということで2台出ておりますので、これがバーコードを読み取ったりいろんなことの関係がございますので、これが約150万円ほど。大きなものから報告させていただきますが、そのほかに人件費といたしまして、直売所の取りまとめ責任者ということで、店長みたいな仕事をやっていただく方と、POSレジの関係の人件費ですね。それから当日、各開催日には、それぞれ団体登録していただいておりますので、野菜部会とか果樹部会ということで販売担当をしていただきますので、それぞれ2人張りついでいただきますので、人件費が112万円ほど、大きなものはかかっております。それから、消

費宣伝経費関係ですね。PRのチラシとか消耗品、販売テーブルとか会員証ですね、そういう関係で約80万円ほど。そのほかに、これから冬になりますと、簡易テントでもやっぱり暖房が要りますので、ストーブのリースとか、先ほど御質問のありました井戸の關係の井戸ポンプ式ですね、その辺の關係で約110万円ほどが大きなもので、700万円を委託契約しておるといふこととでございます。

それで、今現在、菜っぱ類とか葉っぱ類がないときにはどうするかということで、まず実験研究会の中で直売所を立ち上げるときに、地産地消ということで生産者の顔が見えるということとを重きに置いておりましたので、よそから仕入れて売るといふことは極力避けたいと。ただし、9月のオープン時点では、実際、菜っぱ類がありませんでしたので、これはJA岐阜さんに協力していただきまして、コマツナとミズナみたいな菜っぱとネギ類をJA岐阜の方から取り寄せて販売をした経緯がございます。今後は、生産者にそれぞれの栽培体系をいろんな作型を組み合わせるような方向をPRしていきながら、いわゆるある程度のまとまった荷を出していただくというような方向に持っていきたいというふうを考えております。

それから井戸水の件ですが、前回も御質問ありましたが、なぜ水道を使わなかったということかと思いますが、これは1年間の限定であつた場でやるということですので、水道を引きますと、仮設配管、仮設水道ということになりますので、費用対効果、いわゆる経費との算定しまして、井戸をぶち抜きで打った方が安いと。これは飲み水には使いませんが、冷房の關係とか、それぞれの手を洗ったとかいうことで使用するということとでございます。これも事前に飲料水の検査、大腸菌とか、pHとか、通常のごく8項目ぐらいの水質検査、理化学検査等も行ってありますので、いわゆる一般検査ですね。大腸菌とか、塩化物、硫黄關係とか、臭気、味、色度、濁度、残留塩素、井戸水ですので残留塩素はございませんが、これは普通のごく一般の水道法による基準範囲内で一応クリアしておるといふこととでございます。

それから、御質問のほかにアユのつかみ取りの關係の水質というか、衛生上どうであつたかということとでございますが、アユのつかみ取りということで、当日、商品をお買い上げの方の同伴で、小学生以下の方に最高2匹まではつかみ取りということで、水産者から御協力願ひながらイベントを行ったわけですが、これもイベントの一環ということで、アユのつかみ取りということとでございますので、食品衛生上問題ないと。他のイベント等でも水産業者はアユのつかみ取りを実施しておりますので、この辺についてもクリアしておるのではないのかなということとを思っております。

それから今後の見通しということに、通告ではいただいておりますが、あくまでもこれは実験的に行うということと、1年間をかけたしまして、いわゆる安定的に作物ができるとか、あるいは瑞穂市の生産農家の意欲を高めるために市として支援ができる方向が何かとか、それぞれのいろんなこととアンケートをとりながら、詳細に研究会の方で議論して取りまとめていただき



まして、その結果を審議会の方に答申していただきまして、それに基づきまして、瑞穂市として安全・安心な食の提供方法ということで、生産者の顔が見えて、消費者に喜んでもらえる施設がほかの場所でできるかとか、いろんなことを審議会の中で検討していただきまして、市として方向性を見出していきたいというふうに考えておりますので、その節は議員の御協力、ひとつよろしく申し上げます。以上で答弁とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） 市民の方の御意見は実にいろいろでございますので、ぜひこれを瑞穂市が育てて、この時代に都市化する一方の瑞穂市の中で、地元でとれる野菜で市民が安全・安心に、自然も残して、食生活ができるという暮らしの基本的な面が市内でやれるということは大変幸せなことだと思いますので、それも一つの手であろうかと思ひますし、または市がお金を出してまでやる必要があるのかと。農家の人に、場所ぐらひは貸してもいいだろうけど、自主的にやってもらったかどうかという御意見の方も見えますので、私も今の時点では判断が全くつきませんが、ぜひよりよい方向で、時代としては非常に必要なことだろうと思ひますので、よりよい方向に育てていけたらと思ひております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（小川勝範君） 以上で、熊谷祐子君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、15分間休憩をいたします。

休憩 午後 4 時22分

再開 午後 4 時36分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

4 番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

執行部並びに議員各位におきましては、大変お疲れのところ、あと 1 人でございますので、もう少し辛抱していただきたいと思ひます。

私は、今回、三つの点について質問いたしますけれども、今回は16人もの多くの議員が一般質問に立たれました。私、21年間、議会に出させていただいておりますけれども、こんなに活発に住民の多様な課題について執行部と論戦を交わしたということは記憶にございません。大変うれしく思っております。

さて、1 点目は常設型の住民投票条例の制定について、それから 2 点目は名古屋紡績跡地へのイオンモールの進出について、そして最後に入札制度の改善について、以上 3 点でございます。

す。

以下、一般質問席から質問をさせていただきたいと思います。

それでは、常設型の住民投票条例の制定について質問をさせていただきたいと思います。

堀市長は、昨年4月の市長選におけるマニフェストの中で、市民参加のまちづくりと協働ということを基本姿勢として、市民の声を十分反映させると、こういうことで当選をされたわけです。その言葉は、断じて選挙のときだけのリップサービスなどではなくて、まさに心の底からの決意であったというふうに思っております。具体的にこの1年間の流れを見ても、堀市長の施策として、審議会への公募委員、それからパブリックコメント等、まさにマニフェストを目に見える形で実現をされてきていると、こういうふうに考えているところでございます。

そこで具体的に提案をさせていただきたいと思いますが、住民投票条例には、大きく分けると、具体的問題ごとにその都度、個別に設置されるものと、常設型のものがあるわけですが、個別設置型条例の第1号は、窪川町の原子力発電所設置についての町民投票に関する条例、これは1982年でありまして、その後、1996年に新潟県巻町で条例に基づく最初の住民投票が実施をされまして、その後、150以上を超える住民投票が行われているということでございます。本県では御嵩町、あるいは北方町などでも行われてきたのは御承知のとおりでございます。また、常設型条例の最初の事例は、お隣の愛知県高浜市の住民投票条例、これは2000年でございますけれども、これまで30以上の常設型条例が制定をされてきているということでございます。とりわけ最近では、まちづくり基本条例、あるいは自治基本条例の中で、市民参加と協働の観点から、具体的施策として、公聴会であるとかパブリックコメント、さらには審議会の公募などとあわせて住民投票がその条例の中に規定をされる、こういうことが非常に顕著になっております。インターネットで見させていただきますと、まちづくり基本条例、それから自治基本条例の中に住民投票が明文化されて、それを受けて個別の住民投票条例の中で具体化をしている、こういう流れですね。委員会での公募委員とか、パブリックコメントというのは、特定の人たちなんですけれども、結局、政策の最終的な判断は全員参加で。投票権を付与される有権者、18歳以上であるとか、あるいはまた永住の外国人であるとか、それぞれ規定があるわけですが、最後は住民の全員参加によって政策を決定していく。決定といえども諮問型が大半でございますから、それを十分尊重していくというようなことに実際なるわけでございます。

個別的な住民投票条例につきましては、かつて私も合併のときに、合併問題だけに限った住民投票条例をつくりまして、直接請求運動を提起いたしましたけれども、議会では否決をされた、こういう経緯がございました。

いずれにいたしましても、通常の選挙は4年に1回であります。時期も決まっております。

しかし、市政にとって重要な問題、例えば合併の問題もございましたし、産廃問題、あるいは莫大な予算を伴う公共事業、そのほか住民生活に重大な影響を及ぼすような事業等々、これはいつ起こってくるかわからないわけでありまして。そこで、かかる事態が生じたときに、かかる個別の問題について、住民投票条例の直接請求をして云々という手続を得なくても、既に待ち伏せしておるような格好で常設型の住民投票条例というものがございまして、それで一定の有権者の数を集めたら、すぐ投票にかかれる、こういうことになるかと思うわけでございます。

そういう意味で、かかる事態が生じたときには、瑞穂市では行政が単独先行ではやりませんよと。住民の意思を直接聞く機会を住民投票という形で保障していますよ。そして、その結果が、先ほど申し上げたように、尊重して政策決定をされるんですよ。こういうことをあらかじめ住民に明らかにしておく。そのことは、まさに住民からの行政に対する信頼という観点からも、大変意義のあることではないかと思うわけなんです。

さらには、堀市長の市民参加と協働、こういうマニフェストの集約的な施策になる。住民投票という形は、最後にはそこへ持っていくということだと思んですけども、さて、堀市長はこの常設型の住民投票条例の制定、これはまちづくり基本条例の中に入れるということもございまして、そこら辺は今後検討するということなんですけれども、ひとつ基本的な考え方についてお聞きをしておきたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、西岡議員の御質問というより、御提案とも思われる常設型の住民投票条例を制定してはという御意見でございますが、ちょっと確認でございますが、まちづくり条例等の中に盛り込むのもありですか。

4番（西岡一成君） はい。

企画部長（奥田尚道君） そうすれば簡単でございます。と申しますのは、きのう森議員の中で、まちづくりは市長のマニフェストの中にありますので検討させていただきたいということのお話をしたところでございますが、そのまちづくり条例の中で、当然、住民投票に関することを盛り込みたいというのが私どもの思いでございます。ただ、今、西岡議員がおっしゃられるような、いわゆる昨今できました愛知県高浜市の条例とか、川崎市がことしになってからつくったんですが、そういった常設型の条例となりますと、ちょっとちゅうちょしておりますが、まちづくり条例の中に1条、投票条例を設ける、いわゆる住民投票ですね、行うということであれば、そういった考えでおりますので、議員御指摘の御意見と一致するものと解釈してはいますが、それによろしゅうございますか。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君）　それで、大分いろんな条例も調べたんですけど、ちなみにこれもお隣の日進市がございます。ここの自治基本条例、ここはまちづくり条例じゃなくて自治基本条例になっておりますけれども、ここでは結局、どの条例を見ても大体同じぐらいになっていて、市民参加と協働なんですよ。キーワードといいますか、市民参加と協働。そして、その具体的な施策として、例えばモニターだとか、公聴会だとか、審議会への公募であるとか、パブリックコメントであるとか、そして一番最後に控えは市民投票、あるいは住民投票と、こういう格好なんですよ。もうそれで大体物の考え方というのがわかると思うんですね。だから、この日進市では住民投票が第7章で出てくるんですけども、市長は日進市にかかわる重要な事項について、住民の意思を確認するために住民投票を実施することができます。住民投票は、住民、市議会または市長の発議があったときに実施します。市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者、その他住民投票の実施に関して必要な事項は別に条例で定めるものとしますと、こういうふうに書いてある。これは日進市ですけども、大阪の豊中市は市民投票と言う。だから、前段の議論の中では、市民という言葉を使うか、住民という言葉を使うか。住民とは何ぞや、市民とは何ぞやとか、いろんな検討委員会の中で議論がなされています。その議論自体が大変おもしろいんですけども、豊中市の場合は、市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって市長に対し市民投票の実施を請求することができる。市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。こういうふうにあるんだけど、個別の住民投票との違いは、議会で否決をした場合、没になるとかいうことではなくて、その条例の中で決められた要件、これだけの数をとったら議会も市長も無条件で住民投票をやるんですよと、こういう格好に常設型の住民投票にはなっている。それと同時に議会からも出せる。市長からも出せる。こういう非常に多様な可能性を保障しているわけなんですけれども、いずれにしてみてもこういうような形であります。

基本条例の中で住民投票の項目を規定して、それを受けて個別の住民投票条例、あるいは市民投票条例の中で具体化をしていくと。そして、それを決めるのに、それこそまた公募による人たちも含めて、ワイワイワイワイ言いながら、ああだこうだ言いながらつくり上げるという、そのこと自体が住民の参加意識を高め、自治能力を高めていくプロセスであると。地方自治は民主主義の学校と言いますが、本当にすごく勉強になることではないかと思うんですね。ですから、今、企画部長も答弁されましたけれども、そこら辺のところを今後具体的に、まちづくり基本条例はもう具体化していくわけですから、そのときの問題意識として持っておいていただきたい、こういうふうに思うんですね。それをちょっとまた部長と、それから市長、答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 私、まちづくり条例を今検討しておるとお話をさせていただいたわけですが、必ずしも投票条例を盛り込む、事務方の案ではございますが、そのまちづくり条例についても皆様方の御意見をいただきながら制定してまいりますので、必ずしも盛り込むと確約できるものではございませんので、よろしく御理解いただきたいと思います。基本的に私どもが中で検討しておるところは、投票条例の項目を設けたとしますと、住民投票というのは直接制民主主義ということになるわけですね。議会制民主主義は間接的な民主主義の形態になっていますので、そこら辺がやはりその条例を制定する中で、皆様方の御理解が得られなければ盛り込めないということも、壁があることは申し上げておきたいと思えます。

例えば今申されましたように、まちづくり条例の中で住民投票を行うとしましても、最終的には、その都度、条例をつくる必要がありますし、その条例の中で対象を18歳以上とするのか、あるいは外国人も含めるのか、いろいろ検討することがございますので、その都度、やはりまた議会にお諮りして、案件ごとに条例をつくるというスタイルは変わりませんので、ただ、先ほどお話がございましたように、現行の自治法で認められております、12条とか74条で言う直接請求よりは、多少、スピード感を持って住民投票は実施できるということは認識しておりますが、そういったいろんなハードルを越えながら、まちづくり条例ができ上がった段階でのお話でございますので、あらかじめそこだけ御理解いただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま西岡議員の方から、住民投票条例のことについていろいろ御質問いただいております。企画部長の方から御答弁をさせていただきました。昨日の森議員の質問の中でもお答えをさせていただいております。まちづくりの基本条例の制定について、今、検討・協議を加えておるということを御答弁させていただきました。その中の一行に、住民投票の条例の文を加えるということで、先ほど企画部長から答弁させていただいたとおりでございます。

実は、私のマニフェストは、最もわかりやすい具体的な項目を上げたマニフェストでございます。まず全国に1,800市町村が、今、1,800を切ったと思えます。そういう中で、具体的に年次を切って出しておるマニフェストは、まず私はないと思っています。これはマニフェストの提唱者でございます北川正恭、今、「せんたく」の会長でございます、見せましたら、こんなマニフェストは私も見たことがない。まさにわかりやすくということでございます。私の使命は、皆さんに予約しましたこのマニフェストをいかにその実現をさせるか、それにかかっておると思えます。そんな中におきましての御質問でございます。

住民投票をやろうとしますと、先ほどございました、個別と常設型というような二通りでございますが、やはり住民投票は、先ほども議員御指摘のとおり、ああいった合併の問題とか、

市として大きな事業をやる。きのう森議員の質問の中に、庁舎の分離を解消して統合するつもりはないかと、見直しをというようなのがありました。見直しをするということは統合であります。統合になりますと、やはり庁舎を建てなくては。こんなことをもしやろうとしますと、今やるべきかどうかということで住民の意見を聞くと。こんなことでありますが、私の掲げておりますマニフェストの中、今、住民投票をやって、住民の声を聞かなくても、直接、まだ選挙が終わったばかりの議会議員の新しい優秀な先生方がお見えになります。十分協議して進められることばかりでございます。そういったところで、先ほど部長の方から申し上げました、まちづくり基本条例の中に一行として加えて取り組ませていただくということで、姿勢、答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

４番（西岡一成君） 今の市長の答弁の中で、まちづくり条例の中で位置づけていくと、こういうことだろうと思うんです。基本的にはそういうことでいいですね。ただ、奥田部長の認識の中で、個別課題に対する住民投票、そして常設型の住民投票の制度、この違いを明確に整理をしておいていただきたい。そうでないと、基本条例をつくる段階で認識が混乱をすることになると思います。先ほどの奥田部長の話の中でも、若干、ちょっと認識違いの部分もあろうかというふうに私は思っていますので、ぜひこれからのまちづくり基本条例を制定していく過程に向けて、この住民投票制度というものをぜひ精査しておいていただきたいと思います。先ほども申し上げたように、まちづくり条例の中に住民投票を入れ込むというのは、本当に調べてもらうとわかると思うけれども、物すごい勢いでそうなっていますね。それが主流になっています。ですから、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次、２点目です。イオンモールの名古屋紡績跡地への進出に関係いたしまして、午前中、松野藤四郎議員が質問をされております。それに対して、調整監はおおむね次のような答弁をされたと思います。イオンモールとしては、周辺の大規模店の進出状況等を踏まえまして、社内で検討した結果、店舗面積を見直して進出するということを決めて、現在、関係各機関と計画変更について事前協議が始まったばかりですと。そして、計画案が決まらなければ、何はともあれ地元へ説明ができない。地元への説明はされていないと思っていると、こういうことを言われたと思うんですね。

そこでお聞きをしておきたいと思うんですが、事前協議に入っているのであれば、イオン側の案も大体固まっているんじゃないですか。そこはどういうふうに把握されていますか。これが一つですね。じゃあ市との事前協議というのは、具体的になされているんですか。関係各機関というのは、公安委員会だとか、あるいは県だとか、土木事務所ですね。土木とか、国交省とか、そこだけの話で、市とのかかわり合いのところでは全くなされていないの

か、何の話もないかどうか、そこも確認をしておきたいんですね。そして、本当に地元や地権者に話がなされていないのかどうか、まずその点についてお聞きをしておきたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今、御質問がありました、計画案はどうなっているのかという案の中身についてでございますけれども、概略的な図面等の思いを関係機関と協議をするために必要な部分の図面等は担当部署の方で見させていただきました。

瑞穂市とのかかわり合いについてということで御質問がありましたけれども、それにつきましては、今、計画をしている大きいところ、まずその店舗面積云々は別といたしまして、その進入道路等の計画が一番いろいろ問題になっておりました。それで、店舗面積等、店舗位置の移動に伴いまして、その進入路の計画が変わっておるということで、その計画案も関係機関と協議をされるときに、うちの部署でその図面も見させてもらっております。

地区の方々に対する説明というのは、私ども承知しておりますのは、その地区の方々全員に対して、こういうような計画を持ちましたから説明会を開催しますというようなことにつきましては、議員も御承知かと思っておりますけれども、昨年度実施された後に、一切ないということでよろしいかと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） さらに調整監は松野藤四郎議員の質問に対して、指導なども含め、開発計画へもそれなりに携わる必要があると考えていると、こういう答弁をされていますね。これも松野議員が質問しておるわけですがけれども、都市計画マスタープラン、70ページの話を書かれました。そのプランのサブタイトル自身も「市民参加・協働のまちづくり」となっておるわけですがけれども、その当該の部分をもう一度読んでみたいと思うんですね、こう書かれています。「穂積地区北部等の工場跡地については、他用途への転換や大規模な敷地を生かした有効かつ計画的な土地利用を検討します。この際、周辺に与える影響度に応じて基盤整備等の必要な取り組みを検討し、事業者側にも対策を指導していきます」、こういうふうに書かれています。目標年度は平成37年でしたかね、こういう状況ですね。

問題は、先ほどの進入道路の計画変更等々の問題がありましたけれども、今ここにマスタープラン、これから約20年近い先の計画をつくったばかりのやつですけど、その中にこういうことが書かれておるんですよ。そういう中で、今、具体的な計画変更に伴う協議というものが、まさに関係各機関で話をしておる。その機に市の方もそれを見せていただく、その分だけについてね。というようなことですがけれども、今のマスタープランに書かれたこととの関係で、どういうふうに今後指導していくのか、その中身はどういう立場で指導をされていくのかということをお聞きしたいと思うんです。というのは、今のことと関連をして言えば、名古屋紡績敷

地内の公衆用道路の問題、この問題については名古屋紡績と地権者との話し合いがどういうふうになっているのか。それは市として把握がされているのかどうなのか。つまり先ほどの指導の中身にも関係してくるんですよ。ですから、今のことも含めてちょっと御答弁いただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今御質問にありました、一番まず最後のことからお答えさせていただきますと思います。

名古屋紡績の敷地内にある土地の処理についてでございますけれども、これにつきましては関係地権者と協議を行い、処理に向かって事務を行っているところでありますので、御理解を願いたいと思います。

既に不動産登記関係につきましては、本年5月に岐阜地方法務局、北方出張所に申し出を行いました。北方出張所の統廃合に伴い、地図の電算化などで業務が繁忙しており、書類の確認作業に遅延が出ていたことにより、提出書類の補正及び関係者と現地確認業務に日数を要しましたが、8月末に補正書類の提出を再度行っております。間もなく不動産登記処理が完了する見込みと思っております。昭和30年の名古屋紡績誘致の際の契約書に、敷地内の土地については、道水路を含め、旧穂積町が提供することとしていますので、これを履行するため、市で土地処理について、今申し上げたとおり、進めている状況でございます。

マスタープランとのかかわり合いの御質問が一番初めにございましたが、それにつきましては、そもそもあそこの土地利用を考えたときに、我が瑞穂市が名古屋紡績の土地の権利を有している状態ではなくて、名古屋紡績が借地ということで開発業者に開発業務というんでしょうか、イオンモールの方に開発を進めているという状況でございますので、つくるものについては、なかなか市の方から意見を申し上げられる要素にはないと思っております。でしたならば、市はどのようなかわり合いをするかということでございますけれども、それに関しましては、確かに物としては大規模な開発が行われます。ということは、その周辺に住んでみえます住民の方々が、その施設ができることによって不利益をこうむるような要素、例えば騒音のこともあるでしょう、通行車両により渋滞をするというようなこともあると思いますが、そのような地域への影響を与えるような要素については、市の方からも開発業者、イオンモールでございますけど、そちらの方に意見を言わせていただくことによりまして、皆さんに愛されるもの、愛される開発というような形になるものと思っております。以上、答弁させていただきました。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） あまり時間がありませんので、ちょっとはしよらせていただきます。

それでは、市の道路の計画等が具体的に固まってきた。そういう段階で、そのほかの面積ど



うのこうのということも固まってきたという段階で、地元の説明会は、前回は市も主催した形があったと思うんですよ。じゃあ今度は、要するに名紡やイオンモールがやるのか、市が主催をする気持ちは全くないのか、そこら辺はどうですか。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答えします。

今、こちらの方では、イオンモールが出店するというところでいろいろ話題になっておるわけですが、事務手続上でございますけれども、大店法の手続はまだ一切されておりません。まだ今、先ほどから申し上げましたとおり、計画案がそれなりに確定しなければ届け出等ができません。それで、今回、今の計画が順調よく進めば計画案が煮詰まると思いますので、大店法に基づく届け出がされたときに、その説明会というのはイオンモールの方からされるものというふうに理解しております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 前のときも、市が主催をするか、イオンモールの方でやるか、いろんな議論があったと思うんですけども、やはり名紡を誘致した経緯に行政が深く関与をしているということを含めて、やはり市が地元住民に対して責任を持って住民の声を聞いていくと、これが実は堀市政の立場であったというふうに思う。そのことの結果が、具体的にはあの高架の指導の問題について提起をしなかったということだったと思うんですね。ですから、その点についてきちとした立場をとる必要があると思うんですね。そういう今のような話であれば、もし住民が反対したときですよ、説明会を向こうがやった、こっちはやらなかった。説明会で住民がこんなものだめだと反対した。そういうときには、市道の建設等について、あるいは日程等について、市はどのような立場をとるつもりで今おられますか、今の段階でどのような立場ですか。協力するのか、非協力なのか。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今の時点では、賛成・反対、どのような方向になるかわかりませんので、何ともお答えのしようがないかと思えます。しかし、そもそもが開発についてはイオンモールが実施をされるということでございますので、そのときにイオンモール、開発の主体者が説明会の席上で出た意見をもってどのような判断をされるかという、まず入り口の問題があると思えます。その判断があった上で市はどう対応するかというような、一種の二段構えの格好になるかとは思いますが。以上、答弁させていただきました。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 二段構えのことになるのかと思えますがということを言われたんですけど

れども、やはり問題は、イオンの権利者が住民に対する説明の問題の側面と、もう一つは行政の住民に対する説明責任、こういう形からどうするか。そこに住む住民がこれからずっと子々孫々生きていく、その環境も含めて、どういうふうに市が保障していくかという問題です。生活はもちろんです、生活環境含めてですよ。だから、そういう観点からの視点で考えると、市独自の説明会という問題はどの位置づけられるか、こういう問題なんです。ですから、そういう視点も忘れずにやっていただきたいというふうに思っているんです。

その点ひとつ答弁と、先ほど言うのを忘れましたが、都市計画マスタープランの中で、他用途への転換や大規模な敷地を生かした有効かつ計画的な土地利用を検討しますなんていう書き方ですよ。先ほど調整監が答弁したような、市の所有地ではないんだから、自分であれいこうせいなんていう勝手なことはできないということとは、ニュアンスが違う書き方なんです。これは。いかにも市が市の権限において、住民の福祉の向上のために環境保全も含めて他用途へ転換をするとかいう書き方でしょう。だから、この書き方をするんだったら、もっと指導の中身を、自分たちの基本的な考え方をきちっとつくった上で指導せないかん。それがやる気がないんだたら、こんな書き方をしちゃだめだ。どっちかがどっちですよ。どっちがどっちの話です、これはね。ですから、ちょっとその点だけ聞いて、先へ走りますので。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） なかなか難しい御質問かと思えます。やっぱり先ほどの答弁の繰り返しになるかもわかりませんが、実情といたしまして、土地所有者であります名古屋紡績がある程度借地で土地利用を考えてみえるという制約がある中では、市がどうしてもこうするんだというような方向性を持って進めるのには、なかなか無理があるのが現状だと思っておりますので、確かに記述との相違があると言われればそうかもわかりませんが、これが今のところ現状かと思っておりますので、御承知願えればと思えます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 先に進みます。

3 点目です。入札制度改善でございますけれども、市長のマニフェストの中では、一般競争入札、電子入札の導入で談合防止を行い、税金を節約します。実施年度は1,000万円以上を1年以内と。こういうふうに書かれておりますけれども、それで一般競争入札、電子入札の取り組みの現状はどういうふうになっているのか、このことについて答弁をいただきたいと思えます。

あわせて質問しておきます。その他の入札制度の改善事項については、具体的には検討はなされているのか、あるいはこれからなそうとしているのか、その点についてまず答弁をいただきたいと思えます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 入札制度の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

一般競争入札並びに電子入札の取り組みの状況として、現在まで、平成19年度からこれに取り組みを始めております。その実績は、一般競争入札の実施状況につきましては、建設工事等請負業者選考委員会に諮りまして、その内容を協議の上、金額の大きな建築工事をこれまで2件、実施をしましてまいりました。平成19年度と20年度、各1件を実施いたしました。また、電子入札の導入につきましては、11件これまで実施をしたという経緯があります。今後も登録業者各社に電子入札に対する参加のための手続、登録の手続等の推進をして、この電子入札の普及に努めていきたいというふうに思っております。

それから、入札制度の改善の具体的な内容という御質問でございますが、これにつきましては最近の国等の指導もありまして、新たな落札者決定方法として、入札価格のみならず、価格以外の条件、例えば施工能力、アイデア、システムの機能、あるいは企業・会社の能力、現場担当技術者の能力、あるいは地域貢献度等を考慮いたしました、競争の要素としてこれらを新たに加えた、いわゆるプロポーザル方式といえますが、こうした手法を取り入れた総合点数の最もすぐれた者を落札者として決定する方式として、総合評価方式というものを工事契約の中で、平成19年度においても試行的に1件実施をいたしました。今年度におきましても、工事のほかソフト事業としまして、プレゼンテーションを交えた下水道事業、あるいは農地台帳のシステム、ホームページの作成業務委託、保健事業の支援システムの導入、あるいは広報紙の作成委託業務等、実際にこの手法を使って契約を行っております。今後も公共工事の入札及び契約の適正化等の促進に関する法律に基づきまして、情報の公開、入札の契約等の公開はもとより、談合の不正防止等、あるいは指名停止措置の厳正な対処等に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今後の入札制度の改善の問題で、適正化法の中で言われております総合評価方式の導入も含めて検討していくというふうなことに感じた話だったと思うんですけども、その他の改善事項については、具体的には言われていません。それはまた後で言います。

堀市長になられてから7月段階までの入札執行一覧表、それから随意契約、これを全部情報公開でとりました。それでちょっと言っておきますけれども、その中で、例えば1億円以下のやつでも、市役所の空調設備改修工事、不二産業落札の落札率が93.3%、消防署の建築工事は岐建、これは94.85%です、落札率が。南小学校は83.65%で、大体10%低いです。巢南の分署の改修工事は93.66%です。あと、5,000万以下のやつもあるんですけど、4,000万円ぐらいで、例えば犀川遊水池公園整備第1期工事、これは松野組ですけど、94.07%。祖父江線の道路改

良工事、市道5-1-3号、これは94.84%。これはちょっと金額のなるべく多いやつをずうっと見ておるんですけれども、3,000万クラスでも、野白新田の都市下水道改良工事、これは松野組で92.15%。ずうっといろいろ見ておるんですけれども、結構90%以上があるんですね。

そこで、それが何で問題かということになると、2007年度の入札調書の分析結果についての報告というのが全国市民オンブズマンの連絡会議から出ておるんです。これでは、要するに90%以上については談合の疑いがある。95%以上は談合の疑いが極めて強いということで、全国の調査をやっています、県とか政令指定都市等々のね。それで、大分県が一番落札率が低くて74.9%なんです、2007年度の平均が74.9%。岐阜県は42番目で89%、落札率ですね。あと、市ですね、県庁所在地でやると、岐阜市も88.3%。つまり県も岐阜市も高い、全国平均的に見ると高いんですね。ですから、オンブズマンはそういう県が大分市並みの落札率に下がったらどれだけお金が浮くかと、こういうことでずうっと47都道府県全部調べておるんですね。

岐阜県の場合だと、大分と14.1%違うんですね。これを年間にすると、その率になると42億円税金が節約されるということになっておるんですね。ですから、平成19年度の本市の工事請負費が31億4,000万あるんですね。これは単純そのものにはいけませんけれど、単純に考えていくと、おおむね落札率が10%下がれば3億1,000万節約できると、こういうことになるわけですね。ですから、談合を阻止していくための手だてというのは、やっぱり住民の税金を大切に。そして、福祉や生活向上の方に振り向けていくという意味からすると、非常に大事なことだというふうに思うんですね。だから、そういうことから、先ほど総務部長も言われたけれども、要するに平成18年2月24日の公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議の具体的な文書がありますね。それを見ても、具体的には一般競争方式の拡大とか、総合評価方式の拡充、ペナルティーの強化、電子入札の一層の活用、そしてそれは国だけじゃなくて地方公共団体についても取り組みを促進させるということね。地方公共団体の義務化ではない中で、促進させるということで、非常な指導の方向が示されておるわけなんです。

それで、具体的な改善の話ではしよって言いますと、入札執行の透明性の確保という観点から、公共工事については入札日時を公表して入札執行を公開する。こういうことはどうですか、ちょっとはしよって申しわけないですが。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、西岡議員の方から、私が就任させてもらってからの工事の請負契約の率についてお話がございました。これは予定価格に対しての落札率でございます。この予定価格は、はっきり申しまして、設計価格があるわけございまして、設計価格からいきましたら、相当な低い率で負っておるわけでありまして。

実は、土木関係、建築関係の原価というものは、私はある程度承知をしております。中身の積算の設計を見ます。そういう中から判断させていただいて予定価格を決めさせていただいて

おります。予定価格からいきますと90何%になりますが、設計価格がもう既にパーセントを切っているわけでありまして。ですから、本当に予定価格を厳しく私は設定をしております。そういう中で落札をしておるわけでございますから、その点は御理解をいただきたいと。私はそういった建築、土木の関係のこの単価につきましては、ある程度承知をいたしております。そういうところから、設計価格からこの落札価格をやっていただきましたら、相当な低い価格になると思います。予定価格は、決めておりますのは、設計から切って、そして予定価格を決めまして、それで入札がされておるわけでございますから、予定に対してのパーセントを言っただけでしたら、とてもやないができる状況ではありません。それはもう私は専門的に、自分もある程度、職員よりは明るいわけでございますし、そういうことをはっきり申し上げております。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 今、答弁いただきましたけれども、先ほどのオンブズマンの調査も、全国、全部予定価格に対する落札価格の比率でやっていますので、だから前の市長のときは、予定価格自体物すごく厳しくやっているから、だからその点を御理解いただきたいという話だったんですけども、それはほかのところでもやっぱり設計金額に対して歩切りの問題に対する是非の問題もありますけれども、そして予定価格という中で落札価格が出されて、予定価格に対する落札価格の比率で全部これを出しておるんですね。

それと問題は、公共工事の価格が高いと、工事費が高いと言われて久しいと思うんですけども、それは景気の動向によって多少の凹凸はありますけどね。問題は、要するに公共工事の材料単価の調査業務を各官庁から独占受注していた。この二つの財団ですね、経済調査会、建設物価調査会。実はここが話し合いをして、もととなる単価表自体が談合で3割ぐらい高かったということで、公取から摘発されたニュースは御存じだと思うんですね。要するに、会計検査院や旧建設省のOBが天下っておった。それで公共工事は全部はじいていく。だから、もともと予定価格で歩切りする前に、設計金額の段階で3割ぐらい高くなっているという状況を見無視しては語れないと思うんですね。ですから、そういうことの要素も含めて設計金額の設定、予定価格の設定も考えていかないといけないんじゃないかというふうには思っています。

先ほどの公開の話に対する答弁はなかったんですけども、要するにこれも適正化法の中で指摘がされていますけれども、透明性・公平性の観点から、学識経験者と第三者の参画を得て公共工事の入札手続等に関する点検及び改善事項の推進を図ることを目的に、入札監視委員会をつくってはいかがですか。いわゆる談合情報のマニュアルですね。庁内だけで市長が委嘱をしてつくるといって組織がありますけど、そうではなくて、第三者機関としてこういう入札制度の監視委員会をつくる。こういう点はいかがでしょう。

それから、入札情報などのインターネットでの公表、これは県やいろんなところを見ると、全部入札情報がインターネットに出てきています。この情報の公表の問題、それとあと電子入札をする場合でも、入札参加者に工事内訳書を添付させているのかどうか、この点についてちょっと確認しておきます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず1点目の入札執行状況、入札時の公表につきましては、現在のところでは、契約規則の中では非公開、参加者だけという状況になっております。

それから、もう1点の談合情報の対応委員会ですが、議員が御指摘のように、現在では内部組織といいますが、職員の中で5名で構成をしております。今後、そうした第三者的外部の方のメンバーの組織、入っていただくことにつきまして、一度検討させていただきたいというふうに思っております。そのほか、入札の執行後につきましては、予定価格も含めて、閲覧、あるいは公表をしておるということを申し述べさせていただきまして、答弁にかえさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今の公表の問題も含めて、適正化法の中でしっかりと明記をされておるわけですから、そこら辺のところをしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、今ちょっと答弁が漏れているかわかりませんが、適正化の8条で、その公表に関して、入札者の称号や名称、入札金額、落札者の称号または名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札に指名した者の称号または名称、その他政令で定める公共工事の入札及び価格の過程に関する事項、あるいはまた契約の相手方の称号または名称、契約金額、その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項、これは公表義務になっていますけど、これはどこでどういう形で公表していますか。ちょっと私の気がつかないのかもわかりません。

議長（小川勝範君） 西岡一成君、答弁時間がございません。あと16秒でございます。

新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 登録業者そのもののリストは公表しておりますが、会社の内部の添付資料の資料については、会社の法人情報ということで公表はしておりません。

議長（小川勝範君） 以上で、西岡一成君の質問は終わります。

これで一般質問は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。瑞穂市職員管理者、豊

田副市長より、故関谷三十司君の葬儀についてお礼を述べたいという申し出がありましたので、発言を許します。

豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 議会の皆様方には、本当に貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。私も関谷君と一緒に仕事をした仲間でございます。地方自治、あるいは皆様方と一緒に、このまちをよくしたいということで頑張っておりましたが、心半ばで逝ってしまいました。彼もさぞかし残念かなと思っております。しかるに我々、残された職員一同、関谷君の顔を見がてら一生懸命頑張っていきたいと思っております。本当に一般質問ということで、皆様に貴重な時間を関谷君のために使っていただきましたことを心から厚くお礼を申し上げまして、お礼のあいさつにかえさせていただきます。さぞかし関谷君も喜んでおるかと思っております。本当にありがとうございました。

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散会 午後 5 時40分

